

大河原町地域防災計画

資料編

令和4年3月

大河原町防災会議

〔目 次〕

資 料 編	1
1 防災組織に関する資料	3
1-1 大河原町防災会議条例	3
1-2 大河原町防災会議規程	5
1-3 大河原町防災会議事務処理要領	6
1-4 大河原町防災会議構成機関及び委員名簿	7
1-5 大河原町災害対策本部条例	9
1-6 大河原町災害対策本部運営要綱	10
1-7 大河原町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領	17
1-8 大河原町災害対策警戒配備要領	19
1-9 災害時の配備基準・配備内容	21
1-10 災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画	23
2 災害情報の収集・報告に関する資料	26
2-1 市町村被害状況報告要領	26
2-2 登庁途中における被害状況報告書	36
3 通信に関する資料	37
3-1 町防災行政無線通信施設	37
3-2 非常通信の依頼先	38
4 災害救助法に関する資料	39
4-1 救助の種類一覧表	39
5 医療救護に関する資料	43
5-1 町内の医療機関	43
5-2 救護所の設置予定場所	44
5-3 医薬品等の調達先	45
6 消防に関する資料	46
6-1 大河原町消防団	46
6-2 消防力の現況	47
6-3 防火対象物の状況	48
7 水防に関する資料	52
7-1 水害危険区域	52
7-2 農業用ため池	52
7-3 分団の水防受持区域	53
7-4 量水標	53
7-5 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達	54

8	輸送に関する資料	60
8-1	ヘリコプター発着場所	60
8-2	救援物資の集積場所	60
8-3	町所有車両	61
8-4	陸上運送業者の自動車保有状況	62
8-5	緊急輸送道路	62
8-6	国指定重要物流道路	64
9	応援要請に関する資料	65
9-1	国機関、地方公共団体との相互応援協定	65
9-2	民間法人・団体等との協定	68
10	避難に関する資料	82
10-1	避難可能な公共施設	82
11	応急復旧等に関する資料	84
11-1	建築資材の調達先	84
11-2	建築技術者の確保先	84
11-3	応急復旧関係事業者	84
12	物資の調達・供給に関する資料	85
12-1	民間事業者等との協定	85
13	給水に関する資料	86
13-1	給水資機材	86
13-2	補給用水源	86
13-3	町指定給水装置工事事業者	86
14	死体の収容・処理に関する資料	87
14-1	町内墓地所在地及び管理寺院	87
14-2	火葬場	87
15	廃棄物の処理に関する資料	88
15-1	一般廃棄物委託業者・許可業者	88
15-2	一般廃棄物委託業者・許可業者車両	88
15-3	し尿収集運搬委託業者・車両	88
15-4	ごみ・し尿処理場	89
16	文教に関する資料	90
16-1	学校の代替施設	90
16-2	学校施設の状況	90
16-3	町内の文化財	90
17	危険物施設等に関する資料	91
17-1	危険物施設	91
17-2	高圧ガス施設	91

18 除雪に関する資料	92
18-1 除雪路線区域	92
19 土砂災害警戒区域等指定箇所に関する資料	93
19-1 急傾斜地崩壊危険箇所	93
19-2 土石流危険箇所	94
20 罹災証明・被災証明に関する資料	96
20-1 罹災届兼罹災証明願	96
20-2 罹災証明書	97
20-3 被災証明願兼証明書	98
21 復旧・復興に関する資料	99
21-1 激甚災害の指定基準	99
21-2 災害援護資金の貸付	104
22 災害履歴に関する資料	105
22-1 自然災害	105
22-2 火災	108

資料編

1 防災組織に関する資料

1-1 大河原町防災会議条例（昭和38年3月30日 条例第8号）

（目的）

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基き、大河原町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大河原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 大河原町の地域に係る防災に関する重要情報を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 宮城県の知事部局の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 宮城県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部局の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防長
 - (7) 町の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者のうちから町長が委嘱する者
- 6 委員の総数は30人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、大河原町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会議にはかかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年12月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第3号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日条例第1号) 抄
(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第3号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の大河原町防災会議条例第3条第5項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる委員の職にあった者は、それぞれ第1条の規定による改正後の大河原町防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5項第1号から第3号まで及び第8号の規定による委員とみなす。

- 3 施行日から平成27年12月18日までの間に改正後の条例第3条第5項第9号及び第10号に掲げる委員として委嘱する者の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

1-2 大河原町防災会議規程（平成3年3月4日 訓令第3号）

（趣旨）

第1条 この規程は、大河原町防災会議条例（昭和38年条例第8号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例で定めるもののほか、大河原町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときはあらかじめ会長に届け出なければならない。この場合において、委員は、その代理者を出席させることができる。

（会議録）

第3条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の大綱
- (5) 議事の大綱
- (6) その他会議において必要と認める事項

（部会）

第4条 防災会議に置く部会の名称、数及び構成については、会長が防災会議にはかつて定める。

2 部会の招集は部会長が、会長の承認を得て第2条第1項の例に準じて当該部会に属する委員に通知して行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、病気その他の理由により部会に出席することができない委員について準用する。

第5条 部会の運営については、前条に定めるもののほか、防災会議の例に準ずるものとする。

2 会長は、部会において調査審議すべき事項と決定したものについては、すみやかに関係部会に付議するものとする。

3 関係部会は、前項の規定により付議された事項の調査審議を終わったときは、すみやかに報告書に議事録を添え会長に提出するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

1-3 大河原町防災会議事務処理要領 (平成3年3月4日訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この要領は、大河原町防災会議（以下「防災会議」という。）における事務処理について定めるものとする。

(防災会議の庶務)

第2条 防災会議の庶務は、大河原町総務課（以下「総務課」という。）において処理するものとする。

(審議事項の決定)

第3条 防災会議の委員は、防災会議に審議すべき事項が生じたときは、関係書類を添えて総務課長に送付するものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

1-4 大河原町防災会議構成機関及び委員名簿

区 分	所 属 機 関	職 名	所 在 地 / 電 話 番 号
指 定 地 方 行 政 機 関	国土交通省東北地方整備局	仙 台 河 川 国 道 事 務 所 長	仙台市太白区あすと長町4丁 目1-60 022-248-4131
	農 林 水 産 省 東 北 農 政 局	宮 城 県 拠 点 総 括 農 政 推 進 官	仙台市青葉区本町3丁目3-1 022-263-1111
自 衛 隊	陸上自衛隊船岡駐屯地	第104施設器材隊長	柴田町字大沼端1-1 55-2301
県 の 機 関	宮城県大河原地方振興事務所	所 長	大河原町字新南129-1 53-3111
	宮城県仙南保健福祉事務所	所 長	大河原町字新南129-1 53-3111
	宮城県大河原土木事務所	所 長	大河原町字南129-1 53-3111
	宮 城 県 大 河 原 警 察 署	署 長	大河原町字小島21-8 53-2211
教 育 機 関	大 河 原 町 教 育 委 員 会	教 育 長	大河原町字新南19 53-2111
	大 河 原 町 立 大 河 原 中 学 校	安 全 主 幹 教 諭	大河原町字東1 52-3501
	大 河 原 町 立 金 ヶ 瀬 中 学 校	防 災 主 任 教 諭	大河原町金ヶ瀬字原74 53-1369
消 防 機 関	仙南地域広域行政事務組合 消 防 本 部	消 防 長	大河原町字新青川1-1 52-1050
	大 河 原 町 消 防 団	団 長	大河原町字新南19 53-2111
指 定 公 共 機 関	東北電力ネットワーク株式会社	白石電力センター所長	白石市半澤屋敷前138-1 0224-26-1301
	東日本電信電話株式会社	仙南営業支店長	大河原町字町43 52-2310
	東日本旅客鉄道株式会社	岩 沼 駅 長	岩沼市館下1丁目4-1 0223-22-2424
	日 本 郵 便 株 式 会 社	大 河 原 郵 便 局 長	大河原町字新南35-1 53-1235

区 分	所 属 機 関	職 名	所 在 地 / 電 話 番 号
ボランティア 関 係	大河原町社会福祉協議会	社会福祉協議会長	大河原町字新南69 53-0294
	大河原町民生委員児童委員協 議 会 (町 福 祉 委 員)	民生委員児童委員 協 議 会 長	大河原町字新南19 53-2111
自主防災組織	大河原町自主防災組織代表	中町区自主防災会長	大河原町字町49-7 53-4667
福 祉 施 設	社会福祉法人常盤福祉会	特別養護老人ホーム 桜 寿 苑 長	大河原町大谷字上谷前220-3 52-0211
町 の 機 関		副 町 長	大河原町字新南19 53-2111
		会 計 管 理 者	大河原町字新南19 53-2117
		総 務 課 長	大河原町字新南19 53-2111
		企 画 財 政 課 長	大河原町字新南19 53-2112
		地 域 整 備 課 長	大河原町字新南19 53-2445
		農 政 課 長	大河原町字新南19 87-6277
		上 下 水 道 課 長	大河原町字新南19 53-2116
		福 祉 課 長	大河原町字新南19 53-2115
		町 民 生 活 課 長	大河原町字新南19 53-2114

1-5 大河原町災害対策本部条例 (昭和38年3月30日 条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき大河原町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月19日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-6 大河原町災害対策本部運営要綱（平成3年2月27日 告示第10号）

（目的及び設置）

第1条 この要綱は、大河原町災害対策本部条例（昭和38年条例第9号）第4条の規定に基づき、大河原町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部の位置）

第2条 本部は、大河原町役場内に置く。

（本部の設置及び廃止）

第3条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めたとときに設置する。

2 本部の部長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたとときは、町長に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認めたとときに廃止する。

（副本部長及び本部員）

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、会計管理者、教育長、各課長、及び局（所）長その他副本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部員会議）

第5条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

3 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。

4 本部員は、災害応急対策に関し、本部員会議に付議する必要があると認める場合は、その資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

5 本部員が本部員会議に出席する場合は、それぞれの所管事項に関する次の災害対策資料を提出しなければならない。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 応急活動及び措置内容
- (3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
- (4) その他本部長の指示事項

6 本部長は、災害応急対策の協議に当たって各関係機関を本部員会議に出席させることができる。

（組織及び分掌事務）

第6条 本部に、別表第1に掲げる部を置き、別表第2に掲げる事務を分掌する。

2 部に、災害対策本部条例第3条第3項に定める部長のほか、副本部長及び部員を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部員は、上司の命を受け、部の業務に従事する。

(本部事務局)

第7条 本部に、本部事務局を置く。

2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(本部連絡員)

第8条 部に、本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(非常配備体制)

第9条 本部長は、本部を設置した場合は、別表第3に定める基準により職員の非常配備を指令する。

2 非常配備体制の解除は、本部長が指令する。

3 部長に充てられる者は、別表第3に定める基準により、あらかじめ部員の配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に周知徹底するとともに、4月末日までに町長に提出しなければならない。

4 配備編成計画は、次の事項を定めておかなければならない。

(1) 配備区分毎の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 休日、勤務を要しない日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の連絡方法

(非常配備体制の特例)

第10条 本部長は、災害の状況により特定の部に対して、区分の異なる非常配備体制の指令を発することがある。

2 配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、部長等は本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができるものとする。

(緊急参集等)

第11条 配備職員は、休日、勤務を要しない日及び勤務時間外において別表第3に定める災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属部に参集し、又は所属部に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

2 本部設置前における警戒配備については、別に定めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第12条 部長等は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が、自衛隊の派遣要請を決定したときは、本部事務局の長は直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続きをしなければならない。

(関係機関の協力要請)

第13条 部長等は、隣接市町その他の関係機関の応援協力を必要と認める場合は、直ちに本部長に連絡しなければならない。

2 本部長が、関係機関の協力要請を決定したときは、本部事務局の長は直ちに関係機関に対し、協力要請の手続きをしなければならない。

(被害状況等報告の取扱い)

第14条 部長等は、災害の被害状況及び応急対策の措置について随時別記様式により本部事務局の長に通報しなければならない。

2 本部事務局の長は、前項の通報を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、被害状況等を宮城県災害対策本部大河原支部長に報告し、必要に応じ住民等に発表する。

(記録)

第15条 部長等は、災害に関する各種情報、指示事項及び報告等の受理、伝達に当たっては、軽易な事項を除きすべて記録し、これを保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

2 災害対策本部設置要綱（昭和38年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成5年3月12日告示第13号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日告示第14号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月27日告示第20号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日告示第32号）

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月25日告示第79号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日告示第24号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第37号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

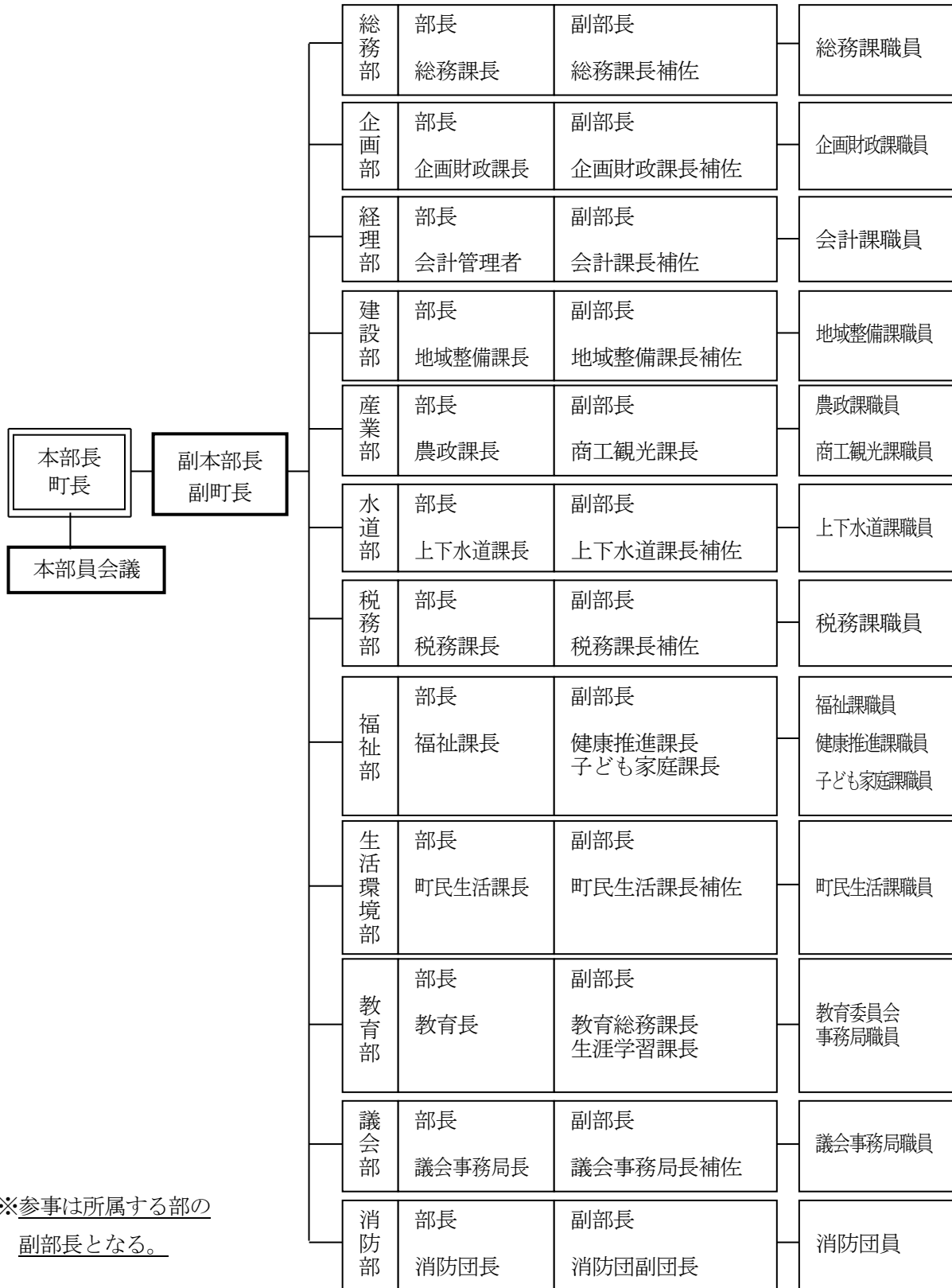
附 則（平成24年3月12日告示第24号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第52号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

大河原町災害対策本部編成図



※参事は所属する部の副部長となる。

別表第2（第6条関係）

災害対策本部事務分掌事務

部 名	分 掌 事 務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部運営の連絡調整に関する事。 2 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 本部の設置、廃止並びに本部員会議に関する事。 4 県支部及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 災害対策等の写真等の整備、提供等に関する事。 8 交通安全対策に関する事。 9 他部との連絡調整に関する事。 10 その他各部に属さない事項に関する事。
企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県等に対する陳情、請願に関する事。 2 災害統計及び広報に関する事。 3 報道関係機関との連絡及び相互協力に関する事。 4 公有財産の被害調査に関する事。 5 その他災害についての広報資料の収集及び提供に関する事。
経理部	災害時における経理に関する事。
建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係、都市計画施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 地すべり、土砂くずれ等の自然災害の調査及び応急措置に関する事。 3 交通路の被害調査及び応急措置に関する事。 4 公営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。 5 応急仮設住宅の設置に関する事。 6 その他公共施設の応急復旧に関する事。
産業部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 農・林産物等の被害調査及び応急措置に関する事。 3 家畜伝染病の予防、防疫及び応急措置に関する事。 4 罹災商工業者の経営相談及び指導に関する事。 5 農林関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関する事。 6 その他農林商工業全般に対する対策に関する事。
水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設、下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 災害時における飲料水の供給に関する事。
税務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定資産及び償却資産の被害調査に関する事。 2 その他災害における町税等の取り扱いに関する事。
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務の総括に関する事。 2 避難所及び避難者の収容に関する事。 3 社会福祉関係施設の被害調査及び災害復旧に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 4 災害時における医療の総括に関する事。 5 医師会との連絡調整に関する事。 6 医療機関施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 国民健康保険事業に関する事。 8 福祉年金受給者の罹災者に対する所得制限の緩和に関する事。 9 拠出年金の保険料免除の調査に関する事。 10 その他民生の安定、住民の援護及び保健衛生に関する事。
生活環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1 仙南地域広域行政事務組合(ごみ・し尿処理関係)との連絡調整に関する事。 2 食品衛生及び環境衛生の保持に関する事。 3 防疫対策に関する事。 4 その他環境衛生に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 災害時教育の応急措置に関する事。 3 文化財対策に関する事。
議会部	災害時における議会活動に関する事。
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民の避難及び救出に関する事。 2 災害時における応急措置に関する事。

別表第3

非常配備基準

区分	配備時期	配備内容	配備担当者
1号 配備	暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、相当規模の災害発生のおそれがある場合、本部長が当該非常配備を指令したとき。	災害応急対策に係るある部の所要人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに2号配備に切替えるものとし、又切替前においても直ちに非常活動ができる態勢とする。	総務部 正副部長、防災事務担当部員及びその他必要と認める部員 建設部 部長、建設主管副部長及びその他必要と認める部員 その他の部で必要と認める部員
2号 配備	管内の全域にわたって災害が発生するおそれがある場合又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合並びに発生した場合において本部長が当該配備を指令したとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。	各部所属の男子部員全員 必要と認める女子部員

別記様式

被害状況報告

(部第 報 月 日 時現在)

区分	地区名	被害内容	数量	被害額	応急対策措置	備考

1-7 大河原町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領

(平成3年2月27日)
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、大河原町災害対策本部運営要綱第7条第2項の規定に基づき大河原町災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の運営に関すること。
- (2) 気象等予警報の受理伝達に関すること。
- (3) 被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理に関すること。
- (4) 災害派遣の要請に関すること。
- (5) 県及び防災関係機関等への連絡に関すること。
- (6) その他災害対策の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 事務局の組織は、別表のとおりとする。

(所掌事務の開始等)

第4条 事務局長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、直ちに事務局職員を収集し、所掌事務を開始する。

- 2 事務局長は、必要に応じ、防災関係機関に対し事務局への参加を求めることができる。
- 3 本部連絡員は、特別の事情がない限り本庁舎内で執務するものとし、常に最新の情報を提供するよう努めなければならない。

(事務局職員の参集)

第5条 事務局職員に充てられている者は、大河原町災害対策本部運営要綱別表第3の非常配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは事務局に参集し、又は連絡をとり必要な指示を受けるものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年3月1日から施行する。

別表

職名	充当職	職務
局長 次長 職員	総務課長 総務課長補佐 総務課職員 各部の本部連絡員 に指名された職員	<p>本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。</p> <p>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>上司の命を受け、事務局の事務を処理する。</p> <p>事務局と所属部との連絡調整事務及び所属部に関する被害状況その他の情報の収集整理事務を処理する。</p>

1-8 大河原町災害対策警戒配備要領 (平成3年2月27日訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この要領は、大河原町災害対策本部運営要綱第11条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前における警戒配備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警戒配備)

第2条 異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると課(所)長が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、気象、水防等の情報収集及び広報等に当たるものとする。

配 備 時 期	配 備 内 容
1 大雨、洪水等の注意報、警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に課(所)長が必要と認めたとき。	特に関係ある課(所)の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡、広報活動が円滑に行い得る体制とする。

(特別警戒配備)

第3条 前条の警戒配備を強化する必要があると副町長が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集、連絡広報及び災害応急対策の実施に当たるものとする。

配 備 時 期	配 備 内 容
1 暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に副町長が必要と認めたとき。	関係ある課(所)の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。

(配備体制)

第4条 課(所)長は、前2条の警戒配備編成計画を毎年4月1日現在をもって作成し、所属職員に周知徹底するとともに、4月末日までに町長に提出しなければならない。

2 警戒配備編成計画は、次の事項を定めておかななければならない。

- (1) 配備区分毎の所掌事務、配備職員及びその責任者
- (2) 休日、勤務を要しない日及び勤務時間外の配備措置並びに招集の方法

第5条 警戒配備職員は、休日、勤務を要しない日及び勤務時間外において第2条又は第3条に定める災害の発生が予想されることを覚知したときは、自発的に所属長に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

(警戒配備及び被害状況の報告)

第6条 課(所)長は、警戒配備の状況及び被害状況を必要に応じ、町長及び災害対策本部事務局長に報告するものとする。

(警戒配備の解除)

第7条 課(所)長は、災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解くものとする。

2 助役は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき、又は災害対策本部等を設置したときは、特別警戒配備を解くものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、警戒配備に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

1-9 災害時の配備基準・配備内容

組	織	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 該 当 者
警 戒 配 備		<p>大雨、洪水、暴風、土砂災害、大雪等の注意報、警報が発令された場合で、災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。</p> <p>町内で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>その他特に課(所)長が必要と認めたとき。</p>	<p>特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡、後方活動が円滑に行い得る体制とする。</p>	<p>災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画(資料1-10参照)の「警戒配備」に該当する職員</p>
特 別 警 戒 配 備	警 戒 本 部	<p>大雨、洪水、暴風、土砂災害、大雪等の警報が発表され、相当規模の災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。</p> <p>また、気象庁からの特別警報が発表されたとき。</p> <p>その他特に副町長が必要と認めたとき。</p> <p>町内で震度5弱の地震が観測されたときに自動的に設置する。</p>	<p>関係ある課の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。</p>	<p>災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画(資料1-10参照)の「警戒本部」に該当する職員</p>
	特 別 警 戒 本 部	<p>大雨、洪水、暴風、土砂災害、大雪等の警報、又は特別警報が発表され、相当規模の災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生したときで副町長が当該警戒配備を指令したとき。</p> <p>町内で震度5強の地震が観測されたときに自動的に設置する。</p>	<p>災害応急対策に関係のある課の所要人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に切替えるものとし、また、切替え前においても直ちに非常活動ができる体制とする。</p>	<p>災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画(資料1-10参照)の「特別警戒本部」に該当する職員</p>

非常配備	災害対策本部	1号配備	<p>暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生したときで、本部長が当該警戒配備を指令したとき。</p> <p>町内で震度6弱の地震を観測したときに自動的に設置する。</p>	<p>災害応急対策に係のある部の所要人員をもって当たるもので、事態の推移に伴い速やかに2号配備に切替えるものとし、また、切替え前においても直ちに非常活動ができる体制とする。</p>	<p>災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画（資料1-10参照）の「1号配備」に該当する職員</p>
		2号配備	<p>全域にわたって災害が発生するおそれがある場合、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合、並びに発生した場合において、本部長が当該配備を指令したとき。</p> <p>町内で震度6強以上の地震を観測したときに自動的に設置する。</p>	<p>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力を挙げて活動する体制とする。</p>	<p>従事可能な全部員</p>

1-10 災害対策警戒配備・災害対策本部非常配備の編成計画

部	部長	課	係	警戒配備	特別警戒配備		災害対策本部非常配備	
					警戒本部	特別警戒本部	1号配備	2号配備
地震の基準				震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
総務部	総務課長	総務課	課長	○	○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者	○	○	○	○	○
			消防防災係長	○	○	○	○	○
			指定された職員	○	○	○	○	○
企画部	企画財政課長	企画財政課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者			○	○	○
			指定された職員			○	○	○
経理部	会計管理者	会計課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上にある職にある者		○	○	○	○
			指定された職員			○	○	○
建設部	地域整備課長	地域整備課	課長	○	○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者	○	○	○	○	○
			土木係長	○	○	○	○	○
			指定された職員	○	○	○	○	○
産業部	農政課長	農政課	課長	○	○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者	○	○	○	○	○
			農業土木係長	○	○	○	○	○
			指定された職員	○	○	○	○	○
		商工観光課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			商工観光係長			○	○	○
			指定された職員			○	○	○

部	部長	課	係	警戒配備	特別警戒配備		災害対策本部非常配備	
					警戒本部	特別警戒本部	1号配備	2号配備
地震の基準				震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
水道部	上下水道課長	上下水道課	課長	○	○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者	○	○	○	○	○
			施設係長	○	○	○	○	○
			指定された職員	○	○	○	○	○
税務部	税務課長	税務課	課長			○	○	○
			課長補佐以上の職にある者			○	○	○
			指定された職員				○	○
福祉部	福祉課長	福祉課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			指定された職員				○	○
		健康推進課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			指定された職員				○	○
		子ども家庭課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			指定された職員				○	○
		保育所・児童館・児童センター・いきいきプラザ	所長・館長		○	○	○	○
			指定された職員		○	○	○	○
		生活環境部	町民生活課長	町民生活課	課長		○	○
課長補佐以上の職にある者						○	○	○
指定された職員							○	○

部	部長	課	係	警戒配備	特別警戒配備		災害対策本部非常配備	
					警戒本部	特別警戒本部	1号配備	2号配備
地震の基準				震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
教育部	教育長	教育総務課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			指定された職員		○	○	○	○
		生涯学習課	課長		○	○	○	○
			課長補佐以上の職にある者		○	○	○	○
			指定された職員				○	○
		公民館・ 図書館	館長		○	○	○	○
			指定された職員				○	○
		総合体育館 (指定管理)	館長				○	○
			指定された職員					○
学校給食 センター	所長		○	○	○	○		
	指定された職員				○	○		
議会部	議会事務局長	議会事務局	局長			○	○	○
			指定された職員				○	○
消防部	消防団長	消防団	団長		○	○	○	○
			副団長		○	○	○	○
			指定された団員		○	○	○	○

2 災害情報の収集・報告に関する資料

2-1 市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第2項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第2項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む）に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ニ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- ホ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

イ 地震

- (イ) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録した場合
- (ロ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ロ 津波

- (イ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (ロ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ハ 風水害

- (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ニ 雪害

- (イ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ホ 火山災害

- (イ) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

へ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を經由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合に、その概況について自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度5弱以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。

ただし、下記(イ)又は(ロ)に該当する場合は、消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

(イ) 当該市町村内で震度5強以上の地震が記録された場合（被害の有無を問わない。）

(ロ) 3の(2)のロ、ハ及びホのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

ロ 被害状況報告 [即報]

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告 [確定]

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内に確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合の報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力の間隔

へ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

また、「4 報告の種類等」「イ 災害概況即報」で示す(イ)又は(ロ)に該当する場合には、119番通報の件数を記入するものとする。集計が難しい場合には、入電の多寡について可能な限り記入する。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について、消防機関等の活動状況や自衛隊の派遣要請状況、避難勧告等の発令状況のほか、次の例により記入するものとする。

(例)

イ 避難所の設置状況

ロ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

(1) 人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告することとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するもの

とし、判明後において訂正することとする。

ホ 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

へ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。

ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内にあつて、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度5弱以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載することとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

へ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場

合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ハ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別（指示、勧告、自主）、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時を記入するものとする。

ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について、消防機関の活動状況や自衛隊災害派遣の状況のほか、次の例により記入するものとする。

(イ) 避難の勧告・指示の状況

(ロ) 避難所の設置状況

(ハ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ニ) 災害ボランティアの活動状況

チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区毎の被害の内訳を記入するものとする。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。

ヌ 様式第1号、様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附 則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

災害概況即報

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災害の概況	発生場所						発生日時		月 日 時 分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		名称							
			設置日時							

※第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)記入して報告すること。)

様式第2号（その1）

被害状況報告（即報・第 報 ・ 確定）

災 害 名		区 分		単 位	被 害			
報告時点		月 日 時 現在		火災発生	建 物	件		
市(区)町村名					危 険 物	件		
課 係 名					そ の 他	件		
報告者名					119 通 報	火災通報	件	
						救急通報	件	
区 分		単 位	被 害	被害概況（震度5以上の地震発生時）				
人 的 被 害	死 者		人	庁舎施設の 状 況	庁舎被害	有 ・ 無		
	行方不明者		人		庁舎内の異常	有 ・ 無		
	負 傷 者	重 傷	人		電気の使用	不可 ・ 可		
		軽 傷	人		水道の使用	不可 ・ 可		
住 家 被 害	全 壊		棟		庁舎周辺 の 状 況	一般電話回線の支障	有 ・ 無	
			世帯			都市ガス	不可 ・ 可	
			人	家屋の倒壊		有 ・ 無		
	半 壊		棟	火災の発生		有 ・ 無		
			世帯	電気の使用		不可 ・ 可		
			人	水道の使用		不可 ・ 可		
	一 部 破 損		棟	一般電話回線の支障		有 ・ 無		
			世帯	都市ガス		不可 ・ 可		
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人	災害対策本部設置		月 日 時 分		
床 下 浸 水		棟	災 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	災害対策本部廃止	月 日 時 分			
		世帯		警戒本部等設置	月 日 時 分			
		人		警戒本部等廃止	月 日 時 分			
		人						
非 住 家	公共建物(全・棟)		棟	消防職員出動延人数	人			
	その他(全・棟)		棟	消防団員出動延人数	人			

様式第2号（その2）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

〔氏名 至人 つ等 的記 被 状載 害 況欄 の詳 記下 細載 に被 害〕	被害区分	氏名	性別	年齢	住所		
〔種 主別 避 のに 難 種は 勸 別指 告を 示等 記・ の載 勸状 告況 ・〕	地区名	種別	勸告等日時	勸告世帯/人数	実避難世帯/人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市(区)町村名（ ）

1 住家被害の状況

(1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

(2) 床上・床下浸水

被害区分	地区名	棟数	世帯数	人数

2 非住家被害の状況

(1) 公共建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

(2) その他の建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

2-2 登庁途中における被害状況報告書

参集課所		日 時	年 月 日 時 より	時 まで
参集ルート 及び方法	自宅（ 市町村・区） → → → →当施設 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他（ ）			
所属・氏名	部 支部 班 係・氏名			
被 害 状 況 項 目			被 害 状 況 等	
住民・災害時要援護者に対する救出・応急救護の状況				
建物施設等の崩壊・損傷状況				
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）				
道路・鉄道等交通施設の状況				
ライフラインの状況				
〇〇地区の全体的な状況				
避難場所等の状況				
その他				

3 通信に関する資料

3-1 町防災行政無線通信施設

大河原町防災行政無線整備状況

基地局 1局 中継局 1局
車載 8局 携帯局 84局

大河原町防災行政無線(デジタル移動系)番号表

局名(常置場所)	呼出番号
統制台	100
中継局	—
総務課	101
大河原消防署	119
大河原警察署	211
消防団長	900
消防団副団長	901
消防団副団長	902
消防団自動車班	909
消防団1分団	903
消防団2分団	904
消防団3分団	905
消防団4分団	906
消防団5分団	907
消防団6分団	908
小山田区長	110
橋本区長	120
福田区長	130
小島区長	140
上川原区長	150
上町1区長	160
上町2区長	170
中町区長	180
本町1区長	190
本町2区長	200
新田町区長	210
桜町1区長	221
桜町2区長	222

局名(常置場所)	呼出番号
尾形丁1区長	230
尾形丁2区長	240
末広区長	250
保料区長	260
西原区長	270
幸町区長	280
中島町区長	290
錦町区長	300
住吉町区長	310
稗田区長	320
原前区長	330
南原前区長	331
上谷1区長	340
上谷2区長	350
上谷3区長	360
上大谷区長	370
丑越区長	380
緑団地区長	390
金ヶ瀬1区長	400
金ヶ瀬2区長	410
金ヶ瀬3区長	420
金ヶ瀬4区長	430
金ヶ瀬5区長	440
金ヶ瀬6区長	450
湯尻区長	460
堤1区長	470
堤2区長	480
新開区長	490

局 名 (常置場所)	呼出番号
桜町3区長	223
いきいきプラザ	660
桜保育所	662
上谷児童館	663
児童センター	664
上下水道課	665
上下水道課	666
上下水道課	667
役場公用車	601~607
役場携帯用	651~659
社会福祉協議会	294

局 名 (常置場所)	呼出番号
新寺区長	500
大河原小学校	701
大河原南小学校	702
金ヶ瀬小学校	703
大河原中学校	704
金ヶ瀬中学校	705
中央公民館	706
金ヶ瀬公民館	707
教育総務課 (柴農)	708
教育総務課 (大商)	709
総合体育館	710
東部屋内運動場	711
駅前図書館	712

3-2 非常通信の依頼先

1 無線通信局

通 信 依 頼 先	所 在 地	電話番号	連絡責任者
仙 南 地 域 消 防 本 部	大河原町字新青川1-1	52-1050	総務課長
大 河 原 警 察 署	大河原町字小島21-8	53-2211	

2 タクシー無線

事 業 所 名	所 在 地	電話番号	連絡責任者
仙 南 観 光 タ ク シ ー (株)	大河原町字新東19-5	52-2063	総務課長
(有)中 央 タ ク シ ー	大河原町字西浦32-1	52-2776	

4 災害救助法に関する資料

4-1 救助の種類一覧表

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上。							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、必要生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営む事が困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
				区 分							
					1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
				全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
				全流	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医 療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材量等の実費 2 助産婦による場合は、償行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜査」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上							
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)								

学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬をする者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の歳死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費 : 通常の実費 ○既存建物以外 : 1体当たり 5,400円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去する事ができない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
費用弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助に実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費 	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>														
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>	イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める事ができる。

5 医療救護に関する資料

5-1 町内の医療機関

施設名	所在地	電話番号	診療科目
みやぎ県南中核病院	字西38-1	51-5500	内科、外科、循環器科、消化器科、呼吸器科、整形外科、形成外科、放射線科、リハビリ科、皮膚科、小児科、眼科、産婦人科、麻酔科、耳鼻咽喉科、口腔外科、神経内科、脳神経外科、泌尿器科、精神科、呼吸器外科
仙南夜間初期急患センター	字西38-1	51-9986	内科
甘糟医院	大谷字末広81	53-1460	内科、消化器科、小児科
安藤医院	大谷字盛16	52-1123	内科、消化器科
いのまた眼科	字西町80-3	53-1113	眼科
大河原耳鼻咽喉科クリニック	字新南25-13	52-8733	耳鼻咽喉科
おおがわら皮膚科クリニック	字住吉町9-7	51-8458	アレルギー科、皮膚科
かわち医院	字東新町10-7	52-3115	外科、内科、皮膚科、肛門科、麻酔科
日下内科医院	字町73	52-1058	内科、消化器科
さくら小児科医院	字住吉町11-1	51-5355	小児科
さくら内科・消化器科	字住吉町11-1	53-5151	内科、消化器科
さくらの杜診療所	字広表33-4	51-4605	整形外科、泌尿器科
庄司クリニック	大谷字戸ノ内前 35-1	51-3741	内科、人工透析科、泌尿器科
じん整形外科クリニック	字小島26-6	86-5363	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科、ペインクリニック内科
平井内科	字甲子町3-5	52-2777	内科
水戸眼科医院	字新東29-5	52-5511	眼科
南桜ホームケアクリニック	字南桜町7-8	51-0721	内科、緩和ケア内科、疼痛緩和内科
みやぎ訪問歯科・救急 ステーション	字西38-1 (中核病院内)	53-9188	歯科
あいはら歯科医院	字西桜町21-1	53-8138	歯科、矯正歯科
安藤歯科医院	字小島12-2	53-2348	歯科
いのうえ歯科医院	字新東32-7	53-8020	歯科、小児歯科
えんどう歯科医院	字新南37-5	53-2555	歯科
大河原歯科医院	字新南58-8	52-2250	歯科

施設名	所在地	電話番号	診療科目
小田部歯科医院	大谷字町向101-5	53-2134	歯科
後藤歯科医院	字幸町8-23	52-2533	歯科、矯正歯科、小児歯科、 口腔外科
さくら歯科	字東新町6-9	52-3900	歯科
すえひろデンタルクリニック	大谷字末広45-1	53-4390	歯科、小児歯科
高橋歯科医院	字町252	53-1106	歯科
としみ歯科クリニック	字広表28-31	52-8143	歯科、矯正歯科、小児歯科、 口腔外科
はせ歯科医院	字中島町7-6	52-1080	歯科、小児歯科、矯正歯科
フォルテファミリー歯科	字小島2-1	87-8101	歯科、小児歯科、口腔外科
もり歯科クリニック	字町63-1	52-1563	歯科

5-2 救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力	施設状況
中央公民館	字町196	100人	和室等
金ヶ瀬公民館	金ヶ瀬字原88	50人	和室等
大河原小学校	字町100	50人	特別教室
大河原中学校	字東1	50人	特別教室
大河原南小学校	大谷字鷺沼入27-1	50人	特別教室
金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬字居掛21	50人	特別教室
金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬字原74	50人	特別教室
総合体育館	字小島1-7	50人	アリーナ他

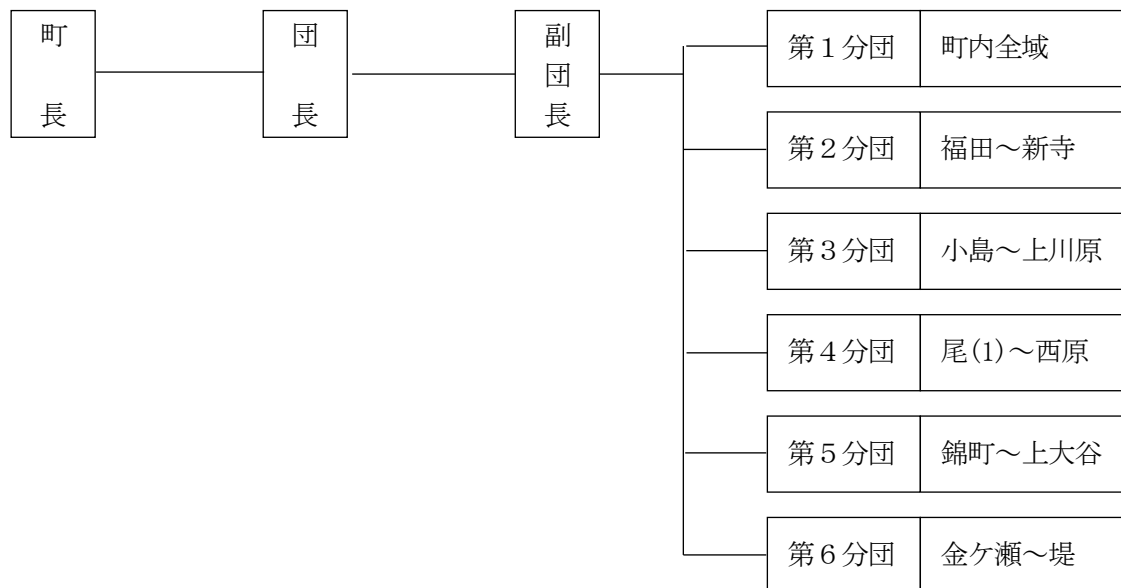
5-3 医薬品等の調達先

調 達 先	所 在 地	電 話 番 号	備 考
関谷薬局	大谷字町向126-4	52-2133	
森薬局	大谷字町向208-1	52-2120	
村上薬局	字町76-3	52-4275	
カワチ薬品(株)大河原店	字広表39-18	53-2311	
サンドラッグ大河原フォルテ店	字小島2-1	51-5181	
ツルハドラッグ大河原小島店	字小島21-5	87-7658	
ツルハドラッグ大河原新南店	字新南40-7	53-9268	
ツルハドラッグ大河原店	字広表54-7	51-0268	
マツモトキヨシドラッグストア 大河原店	字新東20-10	51-3578	
ウエルシア大河原高砂店	字高砂町2-7	53-0061	
大槻薬局東新町店	字東新町10-11	52-0885	主に処方箋調剤
カメイ調剤薬局大河原店	字新東93-6	51-3121	主に処方箋調剤
アイランド薬局大河原店	字新東92-11	53-4189	主に処方箋調剤
大河原調剤薬局	字新南28-11	52-7667	主に処方箋調剤
仙台調剤大河原店	字住吉町9-7	51-4040	主に処方箋調剤
仙台調剤大河原西店	字新東92-1	51-4011	主に処方箋調剤
アイベル薬局大河原店	大谷字末広61-1	87-6733	主に処方箋調剤
大河原桜町薬局	字南桜町4-4	51-4601	主に処方箋調剤
甲子調剤薬局	字甲子町3-1	51-5085	主に処方箋調剤
310(さとう)調剤薬局	大谷字戸ノ内前31-10	51-4431	主に処方箋調剤
セイナ調剤薬局	字町70-4	52-5553	主に処方箋調剤
調剤薬局アウル	字新東93-9	87-8356	主に処方箋調剤
ペガサス薬局大河原店	字広表34-9	87-6097	主に処方箋調剤
リーフ調剤薬局	字小島26-12	87-7045	主に処方箋調剤

6 消防に関する資料

6-1 大河原町消防団

1 組織



2 消防要員

(令和3年4月1日現在) (人)

仙南広域消防本部 大河原消防署	消 防 団							
	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
30	1	2	10	14	14	25	205	271

(定数…300人)

6-2 消防力の現況

(令和3年4月1日現在)

所 属	車種		普 通 消 防 ポンプ自動車	小型動力ポン プ付水槽車	はしご車	防災活動車	小型動力ポン プ付積載車	救助工作車	救急自動車	防火水槽	消 火 栓
	区域名										
大河原消防署	町内全域		2	1	1			1	2		
消 防 分 団 名	本 部	町内全域				1					
	第1分団	町内全域	1								
	第2分団	福田～新寺					4			20	15
	第3分団	小島～上川原					4			18	124
	第4分団	尾の1～西原					4			3	64
	第5分団	錦町～上大谷					4			11	102
	第6分団	金ヶ瀬～堤					5			18	87
計			3	1	1	1	21	1	2	70	392

6-3 防火対象物の状況

(1,000㎡以上の防火対象物)

令別表第一 項目別	施設名	所在地	延面積 (㎡)	
1イ	観覧場を有する体育館	大河原町総合体育館	字小島 1-7	5,393
1イ	劇場	仙南芸術文化センター	字小島 1-1	3,573
1ロ	葬祭会館	フローラメモリアルホール大河原	金ヶ瀬字中川原 22-2	3,516
1ロ	集会場	大河原町にぎわい交流施設	字町 196	2,195
1ロ	集会場	大河原町金ヶ瀬公民館	金ヶ瀬字原 88	1,064
4	店舗	フォルテ	字小島 2-1	29,788
4	店舗	ヤマダ電機テックランド大河原	字新東 26-20	7,692
4	店舗	ケーヨーD2大河原店	字広表 27-8	5,782
4	店舗	ケーズデンキ大河原	字広表 36-2	5,731
4	店舗	かわち薬品	字広表 39-18	4,012
4	店舗	みやぎ生協大河原店	字広表 22-3	3,363
4	店舗	ブックオフ4号大河原店	字新南 60-6	2,942
4	店舗	ダイユーエイト	字東 94-1	2,699
4	店舗	大河原ファッションモール	字広表 49-3	2,316
4	店舗	フレスコキクチ大河原店	字新南 56-1	1,856
4	店舗	ハードオフ・オフハウス大河原店	字新東 30-1	1,770
4	店舗	スーパービック大河原店	字新南 43-2	1,399
4	店舗	洋服の青山宮城大河原店	字広表 51-10	1,383
4	店舗	㈱千坂大河原支店	字南平 1-1	1,351
4	店舗	ファッションセンターしまむら	字新南 55-1	1,266
4	百貨店	バースデイ大河原店	字広表 48-6	1,170
4	店舗	東京靴流通センター	字新東 22-10	1,013
4	店舗	ツルハドラッグ大河原新南店	字新南 40-7	1,093
4	店舗	ツルハドラッグ大河原小島店	字小島 21-5	1,324
4	店舗	オートバックス大河原店	字南原町 1-1	1,162
4	店舗	ウエルシア大河原高砂店	字高砂町 2-7	1,034
5イ	ビジネスホテル	グリーンホテル	字広表 48-8	3,713
5ロ	共同住宅	県営上谷住宅	大谷字上谷前 41-11	1,690
5ロ	共同住宅	ビレッジハウス大河原A	字緑町 25-2	1,554
5ロ	共同住宅	ビレッジハウス大河原B	字緑町 25-2	1,550
5ロ	共同住宅	LOFTY	字新東 26-4	1,511
5ロ	共同住宅	稗田前町営住宅A-1	大谷字稗田前 61	1,498

令別表第一 項目別		施設名	所在地	延面積 (㎡)
5口	共同住宅	稗田前町営住宅 A-2	大谷字稗田前 60-1	1,498
5口	共同住宅	見城前町営住宅 B-2	大谷字見城前 57-111	1,498
5口	共同住宅	見城前町営住宅 B-1	大谷字見城前 57-107	1,372
5口	共同住宅	上谷町営住宅 A-1	大谷字上谷前 41-8	1,191
5口	共同住宅	上谷町営住宅 A-2	大谷字上谷前 41-9	1,352
5口	寄宿舎	警察官待機宿舎(山崎町)	大谷字山崎町 20-3	1,126
6イ	病院	みやぎ県南中核病院	字西 38-1	27,711
6ロ	老人・身障者福祉ホ ーム	介護老人保健施設さくらの杜	字広表 33-1	5,136
6ロ	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム桜寿苑	大谷字上谷前 220-3	3,811
6ハ	保育園	第一光の子保育園	大谷字山下 44-2	1,791
6ハ	保育園	第二光の子保育園	大谷字末広 50-2	1,265
6ハ	保育園	町立桜保育所	字南桜町 15	1,297
7	学校	大河原小学校 校舎 A	字町 100	5,114
7	学校	大河原小学校 校舎 B	字町 100	1,948
7	学校	大河原小学校 体育館	字町 100	1,116
7	学校	大河原中学校 校舎	字東 1	6,693
7	学校	大河原中学校 体育館	字東 1	1,156
7	学校	大河原南小学校 校舎 A	大谷字鷺沼入 27-1	3,369
7	学校	大河原南小学校 校舎 B	大谷字鷺沼入 27-1	1,357
7	学校	大河原南小学校 体育館	大谷字鷺沼入 27-1	1,117
7	学校	金ヶ瀬小学校 校舎	金ヶ瀬字居掛 21	3,757
7	学校	金ヶ瀬小学校 体育館	金ヶ瀬字居掛 21	1,251
7	学校	金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬字原 74	3,390
7	学校	金ヶ瀬中学校屋内運動場	金ヶ瀬字原 74	1,705
7	学校	大河原商業高校 校舎 A	大谷西原前 154-6	4,770
7	学校	大河原商業高校 校舎 B	大谷西原前 154-6	3,747
7	学校	大河原商業高校 体育館	大谷西原前 154-6	1,648
7	学校	柴田農林高校 本校舎	字上川原 7-2	3,736
7	学校	柴田農林高校 体育館	字上川原 7-2	1,440
7	学校	柴田農林高校 総合科学センター	字上川原 7-2	1,217
7	学校	大河原商業高校 第2屋内運動場	大谷西原前 154-6	1,051
7	学校	柴田農林高校 南校舎	字上川原 7-2	1,040
7	学校	柴田農林高校 仮設校舎棟	字上川原 7-2	1,066
9イ	公衆浴場	おおがわら天然温泉いい湯	新寺字北 185-11	1,441

令別表第一 項目別		施設名	所在地	延面積 (㎡)
12イ	工場	アイリスオーヤマ大河原工場	金ヶ瀬字川根 214	15,266
12イ	工場	アイリスオーヤマF棟	金ヶ瀬字川根 214	2,726
12イ	工場	アイリスオーヤマGHE棟	金ヶ瀬字川根 214	2,275
12イ	工場	アイリスオーヤマカイロ製造棟	金ヶ瀬字川根 214	14,095
12イ	工場	アイリスオーヤマ脱酸素製造工場	金ヶ瀬字川根 214	2,369
12イ	工場	菓匠三全 第2・3工場	大谷字保料前 18	9,348
12イ	工場	菓匠三全 高砂工場	字高砂町 4-1	2,564
12イ	工場	菓匠三全 西原工場	大谷字西原前 195・196	1,210
12イ	工場	菓匠三全 第1工場	大谷字保料前 18	1,200
12イ	工場	光洋精機(株)	金ヶ瀬字川根 22-8	2,076
12イ	工場	小松ばね工業(株) 大河原工場	字甲子町 1-1	2,052
12イ	工場	(株)インプレス大河原工場	金ヶ瀬字川根 249	2,052
12イ	工場	八重樫工務店	字南 65	1,717
12イ	工場	宮城丸高(株) 第1・第2工場	大谷字稗田前 103-1	1,663
12イ	工場	庄司電気(株) 第3工場	大谷西原前 156	1,661
12イ	工場	(株)コイワイ 第1工場	金ヶ瀬字川根 69-1	1,584
12イ	工場	大洋電子大河原工場	大谷字西原前 140-2	1,565
12イ	工場	(株)五光製作所	大谷字一軒地 7-1	1,188
12イ	工場	斎藤工務店プレカット工場	字錦町 5-13	1,128
12イ	工場	(株)ニコンプレシジョン1・2号棟	金ヶ瀬字川根 105-7	5,200
12イ	工場	大河原町学校給食センター	金ヶ瀬字原 104-1	1,786
13イ	車庫・駐車場	大河原合同庁舎 EF棟	字南 129-1、字新南 17-1	1,007
14	倉庫	大昭倉庫(株)	小山田字北 141-1	9,604
14	倉庫	日本梱包倉庫東北営業	金ヶ瀬字川根 78-1	8,945
14	倉庫	東北福山通運(株)	金ヶ瀬字中河原 83	4,600
14	倉庫	株式会社白石倉庫さくら営業所	金ヶ瀬字新関の走 60	3,280
14	倉庫	JAみやぎ仙南金ヶ瀬農業倉庫	金ヶ瀬字新関の走 61	1,860
14	倉庫	(株)高速	字高砂町 9-12	1,280
14	倉庫	岡田電気産業(株)	字南 1-1	1,350
14	倉庫	八重樫工務店倉庫	字西浦 87-1	1,048
14	倉庫	アイリスオーヤマ(株)自動倉庫棟	金ヶ瀬字川根 214	70,839
14	倉庫	(株)おてんとさん大河原店倉庫	字東新町 7-8	1,305
15	事務所	大河原合同庁舎(本館)	字南 129-1・字新南 17-1	6,011
15	事務所	大河原町役場	字新南 19	4,994
15	事務所	NTT 東日本仙南ビル	字町 43	4,636

令別表第一 項目別		施設名	所在地	延面積 (㎡)
15	事務所	仙南広域総合庁舎	字新青川 1-1	3,531
15	事務所	大河原警察署	字小島 21-8	2,784
15	事務所	(株)ヒルズ 第3農場C	金ヶ瀬字青木 68-1	2,569
15	事務所	仙南運転免許センター	字南平 3-1	2,476
15	事務所	KY ビル	字新南 20-5	1,847
15	事務所	(株)ヒルズ 第1農場A	堤字五瀬 1-1	1,726
15	事務所	(株)ヒルズ 第1農場B	堤字五瀬 1-1	1,453
15	事務所	(株)ヒルズ 第1農場H	堤字五瀬 1-1	1,582
15	事務所	(株)ヒルズ 第1農場I	堤字五瀬 1-1	1,178
15	事務所	(株)ヒルズ 第2農場A	堤字南岸 193	1,204
15	事務所	(株)ヒルズ 第2農場B	堤字南岸 193	1,509
15	事務所	(株)ヒルズ 第3農場A	金ヶ瀬字青木 68-1	1,524
15	事務所	(株)ヒルズ 第3農場B	金ヶ瀬字青木 68-1	1,633
15	事務所	郵便事業株式会社 大河原支店	字新南 35-1	1,490
15	事務所	ピュアスポーツ 仙南スイミング	字新東 36-1	1,442
15	事務所	大河原卸売市場	字新東 19-2	1,380
15	事務所	大河原町世代交流プラザ	大谷字末広 50-1	1,311
15	事務所	大河原合同庁舎 (保健所)	字南 129-1・字新南 17-1	1,004
15	事務所	裁判所大河原支部	字中川原 9	1,094
15	事務所	(株)枅建設	字東新町 4-1	1,043
15	事務所	日本年金機構大河原年金事務所	字新南 18-3	1,038
15	事務所	アイリスオーヤマ(株)事務所棟	金ヶ瀬字川根 214	1,553
16イ	複合用途 (特定)	大河原駅前地区再開発ビルオーガ	大谷字町向 126-4	15,338
16イ	複合用途 (特定)	フォルテたのし館	字小島 3-1	6,167
16イ	複合用途 (特定)	農協生活センター	字中島町 3-4	2,852
16ロ	複合用途 (特定)	ランドマークビル	字西桜町 2	1,589
16イ	複合用途 (特定)	フォルテ 飲食棟	字小島 2-1	1,175
16イ	複合用途 (特定)	町営栄住宅	字町 192	1,130
16ロ	複合用途 (非特定)	ブリジストンタイヤ	小島 17-10	1,481

7 水防に関する資料

7-1 水害危険区域

〔一級河川〕

番号	河川名	危険区域			予想される被害	危険対象雨量
		地区名	左右岸	延長		
1	白石川	沿岸一帯	右岸	5,300m	堤防の決壊	24時間・140mm以上
2	白石川	沿岸一帯	左岸	6,000m	溢水	3時間・60mm以上
3	荒川	沿岸一帯	右岸	1,900m	浸水	1時間・40mm以上

7-2 農業用ため池

〔防災重点農業用ため池〕※県指定

番号	名称	所在地	堤高	堤長	総貯水量	下流被害 (500m以内)	
						地区名	住家数
1	大森1号ため池	小山田字大森16	3.5m	42m	800m ³	小山田	2戸
2	大森2号ため池	小山田字大森17	3.5m	25m	300m ³		
3	愛ご沢ため池	福田字九蔵15	3.5m	34m	2,800m ³	福田	2戸
4	滝の沢ため池	大谷字迫入134	2.0m	40m	4,500m ³	上大谷	1戸
5	中の内ため池	堤字南岸156	3.0m	29m	1,200m ³	堤	2戸

〔防災重点農業用ため池指定外〕※下流100m以内に住家あり

番号	名称	所在地	堤高	堤長	総貯水量	下流被害 (100m以内)	
						地区名	住家数
1	鴻の巣ため池	小山田字鴻ノ鳥22	2.0m	15m	3,000m ³	小山田	3戸
2	堀の内ため池	福田字堀内47	3.5m	26m	1,100m ³	福田	1戸
3	宮下ため池	福田字宮下123	3m	37m	600m ³	福田	1戸

7-3 分団の水防受持区域

河川名	区域		警戒水位	担当分団	集合場所	責任者
	位置	延長				
白石川	右岸 白石市境から 大河原橋まで	m 3,400		第5分団	上大谷生活 センター	第5分団長
白石川	右岸 大河原橋から 柴田町境まで	m 1,900	m 15.20	第4分団	むつみ集会所	第4分団長
白石川	左岸 蔵王町境から 大河原橋まで	m 3,700		第6分団 22班を除く	大河原公園	第6分団長
白石川	左岸 大河原橋から 荒川合流点まで	m 2,300	m 15.20	第3分団の うち4班 及び6班	中央公民館	第3分団長
荒川	右岸 村田町境から 白石川合流点まで	m 1,900		第3分団の うち10班 及び13班	大河原消防署	第3分団長
青木堀 新堀	左岸右岸共	—	—	第2分団 第6分団の うち22班	小山田生活 センター	第2分団長

7-4 量水標

河川名	量水標の 名称	量水標の 位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	管理者名
白石川	大河原量水標	柴田郡 大河原町	14.55m	15.20m	17.00m	17.50m	大河原土木 事務所

7-5 要配慮者利用施設への洪水予報の伝達

1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

教育施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
大河原カトリック幼稚園	字町22	学校	幼稚園	0.5~3m未満
大河原小学校	字町100	学校	小学校	0.5m未満
金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬字居掛21	学校	小学校	0.5~3m未満
大河原中学校	字東1	学校	中学校	0.5~3m未満
金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬字原74	学校	中学校	0.5~3m未満
大河原商業高等学校	大谷字西原前154-6	学校	高等学校	0.5~3m未満
柴田農林高等学校	字上川原7-2	学校	高等学校	0.5~3m未満

児童福祉施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
町立桜保育所	字南桜町15	保育所	児童	0.5~3m未満
第二光の子保育園	大谷字末広50-2	保育所	児童	0.5~3m未満
保育園モンテッソーリ こどもの家ぼこぼこ	字新南74-1	保育所	児童	0.5~3m未満
キッズフィールドおおがわら園	字新南33-10	地域型保育	児童	0.5~3m未満
キッズフィールドフォルテ園	字小島2-1	地域型保育	児童	0.5~3m未満
キッズフィールド大河原駅前園	大谷字町向126-4	地域型保育	児童	0.5~3m未満
小規模保育園ふくふく	字南79-2	地域型保育	児童	0.5~3m未満
上谷児童館	大谷字上谷前41-10	児童館	児童	0.5~3m未満
世代交流いきいきプラザ	大谷字末広50-1	児童館	児童	0.5~3m未満
託児所ベビールームポエム	大谷字町向 191-1 メンバーズタウンD102号	認可外保育	児童	0.5~3m未満
福島ヤクルト桜センター保育室	字錦町6-15	認可外保育	児童	0.5~3m未満
みやぎ県南中核病院 院内保育所 オガーレ保育園	字西38-1	認可外保育	児童	0.5~3m未満

障害者施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
さくらの風	字広瀬町12-6	生活介護	障害	0.5~3m未満
サポート南桜	字南桜町4-2	生活介護	障害	0.5~3m未満
南桜デイサービスセンター	字南桜町4-2	生活介護	障害	0.5~3m未満
ココ・サポ大河原	字町171	就労移行支援	障害	0.5m未満

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
アビリティーズジャスコ 大河原センター	字新東22-4	就労移行支援 就労定着支援	障害	0.5m未満
白石あけぼの園 桜花	字甲子町4-8	就労継続支援	障害	0.5～3m未満
ワークサポート南桜	字東桜町1-4	就労継続支援	障害	0.5～3m未満
短期入所サポート南桜	字南桜町4-2	短期入所	障害	0.5～3m未満
あいのほな	大谷字戸ノ内前21-1	放課後等 デイサービス	障害	0.5～3m未満
放課後デイサービス サポート南桜	字西桜町13-8	放課後等 デイサービス	障害	0.5～3m未満
末広ホーム	大谷字末広98-2	共同生活援助	障害	0.5～3m未満
トミーホーム	大谷字鷺沼入25-214	共同生活援助	障害	0.5～3m未満
大河原町福祉作業所さくら	大谷字上谷前100-84	地域活動支援 センター	障害	0.5～3m未満

高齢者施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
特別養護老人ホーム 桜寿苑	大谷字上谷前220-3	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護	0.5m未満
さくらグループホーム	金ヶ瀬字白坂27	認知症対応型 共同生活介護	介護	0.5～3m未満
グループホームすまいる	字東32	認知症対応型 共同生活介護	介護	0.5～3m未満
多機能ハウスくすのき	字南桜町4-2	有料老人ホーム	介護	0.5～3m未満
有料老人ホームとまり木	字南7-1	有料老人ホーム	介護	0.5～3m未満
有料老人ホームサンガ	字東39-8	有料老人ホーム	介護	0.5～3m未満
ウエルネスケアさずな	金ヶ瀬字町81-1	地域密着型 通所介護	介護	0.5～3m未満
デイサービスちびのしっぽ	大谷字末広97-2	地域密着型 通所介護	介護	0.5～3m未満
リハスパ大河原	字新南 35-5 アイル新南ビル101	地域密着型 通所介護	介護	0.5～3m未満
ピュア健康倶楽部デイサービスセンター	字新東24-1	地域密着型 通所介護	介護	0.5m未満
大河原町デイサービスセンター ふれあいホーム	大谷字上谷前220-3	通所介護	介護	0.5m未満
ここみケアフォルテデイサービス	字小島2-1	通所介護	介護	0.5～3m未満
さくらデイサービスセンター	金ヶ瀬字白坂27	通所介護	介護	0.5～3m未満
ニチイケアセンター大河原	字新青川11-12	通所介護	介護	0.5～3m未満
南桜デイサービスセンター	字南桜町4-2	通所介護	介護	0.5～3m未満
ほっとあい	字町279-1	通所介護	介護	0.5～3m未満

病院等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
みやぎ県南中核病院	字西38-1	病院	総合	0.5～3m未満
仙南夜間初期急患センター	字西38-1	診療所	内科	0.5～3m未満
平井内科	字甲子町3-5	診療所	内科	0.5～3m未満
甘糟医院	大谷字末広81	診療所	内科	0.5～3m未満
かわち医院	字東新町10-7	診療所	内科 外科	0.5～3m未満
日下内科医院	字町73	診療所	内科	0.5～3m未満
さくら内科消化器科	字住吉町11-1	診療所	内科	0.5～3m未満
さくら小児科医院	字住吉町11-1	診療所	内科	0.5～3m未満
大河原耳鼻咽喉科クリニック	字新南25-13	診療所	耳鼻咽喉科	0.5～3m未満
おおがわら皮膚科クリニック	字住吉町9-7	診療所	皮膚科	0.5～3m未満
庄司クリニック	大谷字戸ノ内前35-1	診療所	泌尿器科	0.5～3m未満
水戸眼科医院	字新東29-5	診療所	眼科	0.5～3m未満
いのまた眼科	字西町80-3	診療所	眼科	0.5～3m未満
じん整形外科クリニック	字小島26-6	診療所	整形外科	0.5～3m未満
特別養護老人桜寿苑診療所	大谷字上谷前220-3	診療所	内科	0.5m未満
安藤歯科医院	字小島12-2	診療所	歯科	0.5～3m未満
えんどう歯科医院	字新南37-5	診療所	歯科	0.5～3m未満
大河原歯科医院	字新南58-8	診療所	歯科	0.5～3m未満
あいはら歯科医院	字西桜町21-1	診療所	歯科	0.5～3m未満
はせ歯科医院	字中島町7-6	診療所	歯科	0.5～3m未満
高橋歯科医院	字町252	診療所	歯科	0.5～3m未満
さくら歯科	字東新町6-9	診療所	歯科	0.5～3m未満
小田部歯科医院	大谷字町向101-5	診療所	歯科	0.5～3m未満
いのうえ歯科医院	字新東32-7	診療所	歯科	0.5～3m未満
もり歯科クリニック	字町63-1	診療所	歯科	0.5～3m未満
スエヒロデンタルクリニック	大谷字末広45-1	診療所	歯科	0.5～3m未満
フォルテファミリー歯科	字小島2-1	診療所	歯科	0.5～3m未満
後藤歯科医院	字幸町8-23	診療所	歯科	0.5～3m未満

2 浸水想定区域外の要配慮者利用施設

教育施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
大河原南小学校	大谷字鷺沼入27-1	学校	小学校	区域外

児童福祉施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
第一光の子保育園	大谷字山下44-2	保育所	児童	区域外
金ヶ瀬カトリック保育園	金ヶ瀬字台部166-2	保育所	児童	区域外
大河原児童センター	字町100-1	児童館	児童	区域外
さくらの杜こども園	字広表33-5	認可外保育	児童	区域外

障害者施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
ケアホームさくらの杜	字広表33-6	共同生活援助	障害	区域外
保料ホーム	大谷字下川原30-2	共同生活援助	障害	区域外

高齢者施設等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
介護老人保健施設 さくらの杜	字広表33	介護老人保健施設 通所リハビリテーション	介護	区域外
ケアホームさくらの杜	字広表33-6	認知症対応型 共同生活介護	介護	区域外
有料老人ホームこすもす園	金ヶ瀬字新開126-9	有料老人ホーム	介護	区域外
有料老人ホームこすもす園 新館むつみ館	金ヶ瀬字新開126-9	有料老人ホーム	介護	区域外
有料老人ホーム太陽の家	大谷字見城前159-4	有料老人ホーム	介護	区域外
太陽デイサービスセンター	大谷字見城前159-4	地域密着型 通所介護	介護	区域外

病院等

施設名等	所在地	施設種類	区分	浸水想定
安藤医院	大谷字盛16	診療所	内科	区域外
さくらの杜診療所	字広表33-4	診療所	整形外科 泌尿器科	区域外
としみ歯科クリニック	字広表28-31	診療所	歯科	区域外

3 伝達様式

大河原町白石川洪水予報伝達様式（第 号）

国土交通省仙台河川国道事務所及び仙台管区气象台から、白石川洪水予報第 号が発表されましたので伝達します。	
1 発 進 元	大河原町災害対策本部 発信者氏名 電話 53-2111
2 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
3 伝 達 方 法	F A X ・ 電 話 (どちらかに○をつける)
4 緊急防災情報	
5 洪水予報	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
発 表 内 容 (抜粋)	
主 文	白石川（洪水注意報・洪水警報・洪水情報）（発表・発表〔切換え〕・解除）
	白石川（洪水注意報・洪水警報）を（洪水注意報・洪水警報）に切換えます。
	白石川の（大河原水位観測所）では、（警戒水位・危険水位）（に達する・を越える・を大幅に越える）出水となる見込みですので、各地とも（十分な注意・嚴重な警戒）をして下さい。
	白石川の（大河原水位観測所）では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。
現 況 分	白石川の（大河原水位観測所）では、警戒水位を下回り危険はなくなったと思われま
	（台風 号・ 低気圧・ 前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、降り始めの
	日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ 日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ （に達しました・となっています）。
	また、（所により・ ）1時間に、 ミリの雨が降っています。 現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。
予 想 文	白石川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。 大河原水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）
	この雨は、（今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に強まる）でしょう。 日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ 日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ の見込みです。
	白石川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。 大河原水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中） このため、大河原水位観測所の受け持ち区間では、はん濫のおそれのある水位（危険水位）に達することが見込まれます。
注 意 事 項	洪水警報は、避難勧告の目安のひとつとなる情報です。市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。 今回の出水は、 年 月の（台風 号・ 低気圧・ 前線）（と同程度・を上回る）規模と見込まれます。
参 考	大河原観測所 水防団待機水位：14.55m はん濫注意水位：15.20m 避難判断水位： 17.10m はん濫危険水位：17.80m 仙台河川国道事務所調査第一課 電話 022-304-1827 仙台管区気象台気象防災部予報課 電話 022-297-8137

大河原町荒川洪水予報伝達様式（第 号）

国土交通省仙台河川国道事務所及び仙台管区气象台から、荒川洪水予報第 号が発表されましたので伝達します。	
1 発 進 元	大河原町災害対策本部 発信者氏名 電話 53-2111
2 日 時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
3 伝 達 方 法	F A X ・ 電 話 (どちらかに○をつける)
4 緊急防災情報	
5 洪 水 予 報	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
発 表 内 容 (抜粋)	
主 文	荒川（洪水注意報・洪水警報・洪水情報）（発表・発表〔切換え〕・解除）
	荒川（洪水注意報・洪水警報）を（洪水注意報・洪水警報）に切換えます。
	荒川の（本関場水位観測所）では、（警戒水位・危険水位）（に達する・を越える・を大幅に越える）出水となる見込みですので、各地とも（十分な注意・嚴重な警戒）をして下さい。
	荒川の（本関場水位観測所）では、警戒水位を下回りましたが、引き続き各地とも十分な注意をして下さい。
現 況 分	（台風 号・ 低気圧・ 前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、降り始めの
	日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ
	日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ
	（に達しました・となっています）。
予 想 文	また、（所により・ ）1時間に、 ミリの雨が降っています。
	現在、雨は（小降りになりました・やんでいます）。
	荒川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。
	本関場水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）
注 意 事 項	この雨は、（今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に強まる）でしょう。
	日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ
	日 時から 日 時までの 流域平均雨量は ミリ
	の見込みです。
参 考	荒川の水位は、 日 時には、次のように見込まれます。
	本関場水位観測所で m（急上昇中・上昇中・横ばい・下降中）
	このため、本関場水位観測所の受け持ち区間では、はん濫のおそれのある水位（危険水位）に達することが見込まれます。
	洪水警報は、避難勧告の目安のひとつとなる情報です。市町村が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。
参 考	今回の出水は、 年 月の（台風 号・ 低気圧・ 前線）（と同程度・を上回る）規模と見込まれます。
	本関場観測所 水防団待機水位： m はん濫注意水位： m 避難判断水位： m はん濫危険水位： m
参 考	仙台河川国道事務所調査第一課 電話 022-304-1827
	仙台管区気象台気象防災部予報課 電話 022-297-8137

8 輸送に関する資料

8-1 ヘリコプター発着場所

発着地点	位置	所在地	面積	周囲の状況
大河原南小学校	校庭	大谷字鷺沼入27-1	180×110	校舎・山林
大河原公園	運動場	字緑町30	150×125	河川・住宅

8-2 救援物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配当対象区域
大河原町役場	字新南19	町長	53-2111	RC・4階	全域
総合体育館	字小島1-7	町長	53-1010	RC・2階	
中央公民館	字町196	教育長	53-4050	RC・2階	
金ヶ瀬公民館	金ヶ瀬字原88	教育長	52-6635	RC・2階	

8-3 町所有車両

(令和3年4月1日現在)

管理課	車名	区分	管理課	車名	区分	
総務課 (消防)	三菱デリカ	防災活動車	町民生活課	マツダタイタン	トラック	
	トヨタイフ	ポンプ車	上下水道課 (水道)	イスズエルフ	トラック	
	小型ポンプ積載車	軽自動車(21台)		ニッサンクリッパー	軽自動車(バン)	
企画財政課	日野リエッセII	マイクロバス		ホンダアクティ	軽自動車(バン)	
	トヨタライトエース	トラック	スズキエブリイ	軽自動車(バン)		
	トヨタカムリ	乗用車	上下水道課 (下水道)	ニッサンアヘニール	乗用車	
	ニッサンe-NV200	電気自動車(ワゴン)	商工観光課	スズキキャリイ	軽トラック	
	トヨタハイエース	乗用車(ワゴン)	税務課	スズキアルト	軽自動車	
	三菱アウトランダー	乗用車(PHEV)	健康推進課	三菱EKワゴン	軽自動車	
	ホンダフリード	指導隊車	福祉課	マツダボンゴバン	乗用車(バン)	
	ホンダフリード	乗用車		ホンダN-BOX	軽自動車	
	ホンダフリード	乗用車		ホンダN-BOX	軽自動車	
	トヨタプリウス	乗用車		三菱EKワゴン	軽自動車	
	トヨタアクア	乗用車		三菱EKワゴン	軽自動車	
	ホンダフィットシャトル	乗用車	桜保育所	スズキエブリイ	軽自動車	
	トヨタシエンタ	乗用車	児童センター	スズキエブリイ	軽自動車	
	トヨタサキート	乗用車(バン)	上谷児童館	スズキエブリイ	軽自動車	
	スズキジムニー	災害応急車	いきいきプラザ	スズキエブリイ	軽自動車	
	タハツミライース	軽自動車	教育総務課	ホンダN-BOX	軽自動車	
	タハツミライース	軽自動車	生涯学習課	トヨタノア	乗用車(ワゴン)	
	タハツムーブ	軽自動車	中央公民館	スズキエブリイ	軽自動車(バン)	
	ホンダバモス	軽自動車(バン)	金ヶ瀬公民館	スズキアルト	軽自動車	
	ホンダバモス	軽自動車(バン)	駅前図書館	三菱EKワゴン	軽自動車	
	スバルサンバーバン	軽自動車(バン)	大河原小学校	スズキキャリイ	軽トラック	
	スズキエブリイ	軽自動車(バン)	南小学校	スズキキャリイ	軽トラック	
	地域整備課	イスズエック	ダンプ	金ヶ瀬小学校	スズキキャリイ	軽トラック
		イスズダンプ	ダンプ	大河原中学校	スズキキャリイ	軽トラック
		ホンダヴェゼル	乗用車	金ヶ瀬中学校	スズキキャリイ	軽トラック
		三菱ミニキャブ	軽自動車(バン)	給食センター	スズキエブリイ	軽自動車(バン)
		三菱ミニキャブ	軽トラック			
スズキキャリイ		軽トラック(ダンプ)				

8-4 陸上運送業者の自動車保有状況

公益社団法人「宮城県トラック協会仙南支部 大河原地区会員」の保有状況（令和3年4月）

名称	代表	所在地	電話番号	車種保有台数		
				バス	トラック	
					一般	小型
猪股運送(有)	猪股 敏男	字山崎町21-1	51-4483	—	12	2
岩手雪運(株) 仙南営業所	平間 信弘	大谷字一軒地93-1	52-4863	—	44	0
大誠運輸(株)	高橋 英明	字中の倉130	53-3345	—	34	9
(株)枅建設	枅 光子	金ヶ瀬字川根239-3	52-2172	—	8	0

※公益社団法人「宮城県トラック協会仙南支部」と「大河原町」との間で平成26年2月27日「緊急物資の輸送に関する協定」を締結

8-5 緊急輸送道路

番号	指定種別	道路種別	路線番号	路線名称	区間
1	1次	国道	—	国道4号線	金ヶ瀬神山～新葦神橋
2	2次	県道	—	亙理大河原川崎線	国道4号線～小島（村田町境）
3	〃	〃	—	大河原高倉線	国道4号線～大河原合同庁舎
4	〃	町道	6-5	駅前大通り線	国道4号線～中部幹線
5	〃	〃	7-6	中部幹線	駅前大通り線～大河原町役場
6	3次	県道	—	大河原停車場線	駅前大通り線～大河原駅西口
7	〃	町道	6-1	東上線	県道大河原高倉線～南原町3号線
8	〃	〃	6-5	駅前大通り線	県道大河原停車場線～中部幹線
9	〃	〃	8-305	南原町3号線	東上線～大河原公園
10	町指定	県道	—	蔵王大河原線	国道4号線～新寺生活センター
11	〃	〃	—	〃	国道4号線～中部幹線
12	〃	〃	—	大河原停車場線	県道大河原高倉線～町中央線
13	〃	〃	—	大河原高倉線	県道白石柴田線～大河原合同庁舎
14	〃	〃	—	〃	中島東線～南小学校通り線
15	〃	〃	—	白石柴田線	県道大河原高倉線～高砂町（柴田町境）
16	〃	〃	—	〃	上大谷側線～上大谷鉄道側線
17	〃	〃	—	亙理大河原川崎線	国道4号線～町中央線
18	〃	〃	—	〃	県道白石柴田線（柴田町境）～町向尾形丁東線
19	〃	〃	—	〃	県道白石柴田線～中島東線
20	〃	町道	6-1	東上線	国道4号線～南原町3号線
21	〃	〃	6-2	金ヶ瀬中央線	全線（国道4号線～青木線）

番号	指定種別	道路種別	路線番号	路線名称	区 間
22	〃	〃	6-4	堤幹線	金ヶ瀬中央線～堤生活センター
23	〃	〃	6-6	町中央線	全線（県道大河原停車場線～県道亙理大河原川崎線）
24	〃	〃	6-7	尾形丁中央線	全線（県道大河原高倉線～保料集会所）
25	〃	〃	6-9	駅東線	全線（中島東線～大河原駅東口）
26	〃	〃	6-10	中島東線	全線（県道大河原高倉線～広瀬町（柴田町境））
27	〃	〃	6-11	東部線	県道亙理大河原川崎線～高砂町（柴田町境）
28	〃	〃	6-13	桜中央線	全線（県道亙理大河原川崎線～葦神橋）
29	〃	〃	6-15	西幹線	国道4号線～福田幹線
30	〃	〃	6-16	小山田幹線	国道4号線～小山田生活センター
31	〃	〃	6-17	上大谷線	東上線～上大谷側線
32	〃	〃	7-2	中核病院西線	県道亙理大河原川崎線～小島10号線
33	〃	〃	7-2	金中前線	堤幹線～青木線
34	〃	〃	7-5	福田幹線	西幹線～千改20号線
35	〃	〃	7-6	中部幹線	県道蔵王大河原線～駅前大通り線
36	〃	〃	7-6	中部幹線	県道大河原高倉線～大河原町役場
37	〃	〃	7-15	青木線	西幹線～金中前線
38	〃	〃	8-68	東桜16号線	桜中央線～桜保育所
39	〃	〃	8-73	駅南線	県道白石柴田線～尾形丁中央線
40	〃	〃	8-79	町向尾形丁東線	県道亙理大河原川崎線～尾形丁中央線
41	〃	〃	8-236	上谷団地3号線	全線（上谷団地27号線～上谷団地1号線）
42	〃	〃	8-260	上谷団地27号線	県道大河原高倉線～上谷団地3号線
43	〃	〃	8-370	金ヶ瀬小学校入口線	全線（金ヶ瀬中央線～金ヶ瀬小学校）
44	〃	〃	8-404	新東橋本線	小島10号線～みやぎ県南中核病院
45	〃	〃	8-434	福橋線	千改20号線～福田生活センター
46	〃	〃	8-436	千改20号線	福田幹線～福橋線
47	〃	〃	8-531	上大谷鉄道側線	県道白石柴田線～上大谷生活センター
48	〃	〃	8-549	南小学校通り線	大河原高倉線～大河原南小学校
49	〃	〃	8-658	小島中央線	県道亙理大河原川崎線～総合体育館
50	〃	〃	8-668	小島10号線	全線（中核病院西線～新東橋本3号線）
51	〃	〃	8-724	上大谷側線	全線（県道白石柴田線～上大谷線）

8-6 国指定重要物流道路

道路種別	路線名	起点	終点	延長(m)
県道	亙理大河原川崎線	字新東27-20	字小島27-12	400
町道	中核病院西線	字小島27-12	字中の水門7-6	194
〃	小島10号線	字中の水門7-6	字西38-1	354
〃	新東橋本3号線	字西38-1	字東449-1	86
〃	駅前大通り線	字新南59-1	字新南34-5	148
〃	中部幹線	字新南24-2	字新南19	212

9 応援要請に関する資料

9-1 国機関、地方公共団体との相互応援協定

No.	協定等の名称	協定の内容 (抄)
	協定締結先	
	協定締結日	
1	<p>災害時における宮城県市町村相互応援協定書</p> <p>宮城県及び宮城県内の市町村</p> <p>平成16年7月26日</p>	<p>(応援の内容)</p> <p>第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。</p> <p>(1) 物資・資機材の提供に関する応援</p> <p>イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材</p> <p>ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材</p> <p>ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材</p> <p>(2) 職員の派遣に関する応援</p> <p>イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員</p> <p>ロ 対策等の実施に必要な職員</p> <p>ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項</p> <p>(応援要請の手続)</p> <p>第3条 この協定により応援を受けようとする市町村(以下「応援要請市町村」という。)は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。</p> <p>(1) 被害の状況</p> <p>(2) 応援を要請する内容</p> <p>イ 物資・資機材の提供 必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等</p> <p>ロ 職員の派遣 職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等</p>
2	<p>福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書</p> <p>福島地方広域行政圏(福島地方拠点都市地域)、仙南地域広域行政圏、相馬地方広域市町村圏、亘理・名取広域行政圏、置賜広域行政圏で構成する市町村</p> <p>平成9年1月16日</p>	<p>(応援の種類)</p> <p>第4条 応援の種類は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供</p> <p>(2) 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供</p> <p>(3) 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣</p> <p>(4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p> <p>(応援要請の手続き)</p> <p>第5条 災害発生により応援の要請を必要とする被災市町村は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにし、広域圏連絡調整市町村または被災市町村以外の市町村に対し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し事後において要請文書を提出するものとする。</p> <p>(1) 被害の状況及び要請理由</p> <p>(2) 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量</p> <p>(3) 派遣を要請する職員の職種及び人員</p> <p>(4) 応援の場所及び経路</p> <p>(5) 応援を必要とする期間</p>

No.	協定等の名称	協定の内容（抄）
	協定締結先	
	協定締結日	
3	宮城県広域消防相互応援協定書 宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合 平成4年4月1日	<p>(応援要請)</p> <p>第2条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害等が発生した場合で次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) 災害等が広範に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合</p> <p>(2) 災害発生市町村等の消防力によっては、防除が著しく困難と認める場合</p> <p>(3) その災害を防除するため、他の市町村等が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合</p> <p>(4) この協定に基づく応援要請のほか、隣接市町村等が必要と認める事項について細目等を定めた場合</p> <p>(応援要請の方法)</p> <p>第3条 応援の要請は、災害発生市町村等の長から電話等により、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>(1) 災害の種類</p> <p>(2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況</p> <p>(3) 要請する人員、車両及び資機材の種類・数量</p> <p>(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法</p> <p>(5) 応援隊の到着希望日時及び集結場所</p> <p>(6) 道路条件、気象状況</p> <p>(7) その他必要な事項</p>
4	仙南2市6町消防相互応援協定書 白石市、角田市、柴田町、村田町、川崎町、蔵王町、丸森町、七ヶ宿町 昭和43年12月18日	<p>第3条 応援の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1) 火災防ぎよのための応援隊の派遣</p> <p>(2) その他の災害防ぎよのための応援隊の派遣</p> <p>(3) その他災害に際し必要と認めた事項</p> <p>第4条 前条に規定する応援の方法は次の各号により行なうものとする。</p> <p>(1) 前条第1号による応援の要請があつたときは、協定市町は、それぞれの区域内の消防警備上に支障のない限度において応援隊を派遣するものとする。</p> <p>(2) 協定市町は、境界に近接した協定市町の地域の火災又は火勢拡大し、もしくは拡大のおそれありと応援消防機関が認めた場合は、前号の規定にかかわらず応援隊を派遣することができるものとする。</p> <p>(3) 前条第2号、第3号による要請があつたときは応援側の認定により相互に応援するものとする。ただし、災害が広範囲な地域にわたり発生した場合には、応援隊を派遣しないことができるものとする。</p> <p>第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし可能な方法により要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。</p> <p>(1) 応援を要する種別</p> <p>(2) 被害状況</p> <p>(3) 応援場所</p> <p>(4) 応援を要する人員及び車両、機械、資器材等の数量</p> <p>(5) その他必要事項</p>

No.	協定等の名称	協定の内容（抄）
	協定締結先	
	協定締結日	
5	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県 平成7年10月31日	<p>(応援の種類)</p> <p>第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供 (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん (4) 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣 (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項 <p>(応援要請)</p> <p>第6条 被災道県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ要請を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害の種類及び状況 (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等 (3) 前条第4号に掲げる車両の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等 (4) 前条第5号に掲げるものの職種別人員 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 応援の期間 (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項
6	災害時の情報交換に関する協定書 国土交通省 東北地方整備局	<p>(情報交換の内容)</p> <p>第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一般被害状況に関すること 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること 三 その他必要な事項 <p>(災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣)</p> <p>第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に整理を図るものとする。</p> <p>(災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ)</p> <p>第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。</p>

9-2 民間法人・団体等との協定

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
1	<p>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書</p> <p>(株)セブン-イレブン・ジャパン</p> <p>平成13年10月26日</p>	<p>(協力の要請)</p> <p>第3条 災害時において甲のいずれかの市町が物資を必要とするときは、その市町は乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。</p> <p>(1) 乙が保有または製造する物資の供給及び運搬</p> <p>(2) 要請した市町が必要とする物資の仕入及び運搬</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。</p> <p>(物資の範囲)</p> <p>第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。</p> <p>(1) 別表第1に掲げる物資</p> <p>(2) その他要請した市町が指定する物資</p> <p>(要請手続等)</p> <p>第6条 甲の乙に対する要請は、別記様式の注文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭(電話または電信を含む。)で要請することができる。</p> <p>2 前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに注文書を提出するものとする。</p> <p>3 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため別表第2のとおり連絡窓口を定め、連絡体制に支障を来さぬよう常に点検及び改善に努めるものとする。</p>
2	<p>災害時における緊急通信及び旅客運送等の協力に関する協定書</p> <p>(株)仙南観光タクシー</p> <p>平成19年1月12日</p>	<p>(協力の要請)</p> <p>第3条 災害時において甲が情報及び搬送を必要とするときは、甲は乙に対して乙が保有する無線及び車輛の使用について協力を要請することができる。</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第4条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。</p> <p>(要請手続等)</p> <p>第5条 甲の乙に対する要請は、別記様式の要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請することができる。</p> <p>2 前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに要請書を提出するものとする。</p> <p>(役務の引渡し)</p> <p>第6条 役務の引渡しは、甲の指定した場所において引き渡すものとする。</p> <p>2 乙は、前項の引渡し場所に車輛を回送し又は傷病者を搬送し、甲の確認を受けて引き渡すものとする。</p>
3	<p>災害時における大河原町内郵便局、大河原町間の協力に関する覚書</p> <p>大河原郵便局</p> <p>平成10年2月9日</p>	<p>(協力の内容)</p> <p>第3条 甲及び乙は、大河原町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。</p> <p>(1) 甲が実施する事項</p> <p>ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置</p> <p>(2) 甲及び乙が実施する事項</p> <p>必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供</p>

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
		<p>2 甲及び乙は、大河原町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。</p> <p>(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供</p> <p>(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供</p> <p>(3) 前2号以外の事項で、協力できる事項 (協力の実施)</p> <p>第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。 (職員の派遣)</p> <p>第5条 甲は、大河原町災害対策本部に職員を派遣することができる。</p>
4	<p>災害時における隊友会の協力に関する協定書 宮城県隊友会大河原支部 平成22年7月1日</p>	<p>(協力の内容)</p> <p>第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置した場合、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。</p> <p>(1) 災害関連情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 自主防災活動への参加、協力</p> <p>(3) その他、甲が必要と認める応急対策業務 (協力の要請等)</p> <p>第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後、速やかに当該文書を送付するものとする。</p> <p>2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに様式第2号の文書により乙に通知するものとする。</p> <p>3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。</p>
5	<p>電力設備災害復旧に関する協定書 東北電力(株)白石営業所 平成24年2月6日</p>	<p>(対象施設)</p> <p>第2条 甲が所有し本協定で取り扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「この施設」という。）とする。</p> <p>(適用条件)</p> <p>第3条 本協定は、大地震などにより乙の施設に大規模な被害が発生し、甲に対して乙からこの施設の利用申し出があり、甲が利用を承諾した場合に適用する。また、甲は乙から利用申し出を受けた場合に、格別の事情が無い限りこれを承諾する。</p>
6	<p>災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 みやぎ生活協同組合 平成25年2月25日</p>	<p>(応急生活物資供給の協力要請)</p> <p>第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。</p> <p>(応急生活物資供給の協力実施)</p> <p>第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。 (応急生活物資)</p> <p>第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ供給するが、主なものは、「別表」のとおりとする。</p> <p>2 乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給を行うものとする。</p>
7	<p>災害時における上水道施設応急復旧業務等の応援に関する協定書 大河原町水道工事協会 平成25年3月1日</p>	<p>(協力の要請)</p> <p>第2条 甲は、災害が発生し、上水道施設応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、上水道施設応急復旧活動の応援を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに応援内容に応じた人員、車両及び必要な資機材等を整えた応急復旧班を派遣し、上水道施設応急復旧活動を実施するものとする。</p>

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
		<p>3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断した時は、前項に規定する応急復旧班の派遣を行うものとする。</p> <p>4 乙が、前項の規定により応急復旧班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>(応急復旧班の活動場所)</p> <p>第3条 応急復旧班は、甲が指定する上水道施設において応急復旧活動を実施するものとする。</p> <p>(応急復旧班の業務)</p> <p>第4条 応急復旧班の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 応急給水活動</p> <p>(2) 応急復旧活動</p> <p>(3) 応急復旧資機材の提供</p> <p>(4) その他上水道施設応急復旧活動に必要な業務</p>
8	<p>災害時等における物資調達に関する協定書</p> <p>東北カートン (株)</p> <p>平成25年3月25日</p>	<p>(協力要請)</p> <p>第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。</p> <p>(救助物資の調達範囲)</p> <p>第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。</p> <p>(1) 段ボール製品 (段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)</p> <p>(2) その他乙の取扱商品</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して、甲の要請事項を実施するものとする。</p> <p>(要請手続)</p> <p>第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。</p>
9	<p>特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書</p> <p>東日本電信電話 (株) 宮城事業部</p> <p>平成25年6月25日</p>	<p>(特設公衆電話の設置場所)</p> <p>第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所 (住所、地番、建物名をいう。以下同じ。) 及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定するものとする。</p> <p>(特設公衆電話の設置箇所)</p> <p>第4条 特設公衆電話の設置に係る設置箇所 (設置場所の建物内外における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。) については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。</p> <p>(通信機器等の用意)</p> <p>第6条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機、電話機接続用ケーブルを用意し、保管の上、管理するものとする。</p> <p>(電話回線等の用意)</p> <p>第7条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線 (モジュージャックを含む。以下同じ。) を用意するものとする。</p>

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
10	災害時における緊急物資 輸送及び緊急物資拠点の 運営等に関する協定書 ヤマト運輸(株) 宮城主管 支部 平成26年2月26日	(協力要請) 第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等(以下「車両等」という。)の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。 2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。 (業務の内容) 第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。 (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務 (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務 (3) 支援物資等の保管施設の運営業務 (4) その他甲が必要とする応急対策業務
11	緊急物資の輸送に関する 協定書 (社)宮城県トラック協会 仙南支部 平成26年2月27日	(協力要請) 第2条 甲は、緊急輸送を実施するために、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。 ただし、緊急の場合には、電話等をもって要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。 (実施) 第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。
12	災害時における緊急輸送 等の協力に関する協定書 (有)中央タクシー 平成26年11月6日	第2条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。 (1) 応急対策を行うために必要な人員、要配慮者等の輸送業務 (2) 応急対策を行うために必要な物資の運送業務 (3) 災害の状況及び被害情報の収集 (4) その他町長が必要と認めるもの (協力の実施) 第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、通常業務に支障を及ぼさない範囲で積極的に応じるよう努めるものとする。 (要請の手続き等) 第4条 第2条の要請は、別記様式の要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請することができる。 2 前項ただし書きの場合においては、要請後速やかに要請書を提出するものとする。
13	災害時等における施設利 用の協力に関する協定書 仙南地域広域行政事務組 合 平成27年2月9日	(使用施設) 第2条 使用する施設(以下「施設」という。)及び連絡体制は別紙のとおりとする。 (協力の要請) 第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設を避難場所及び避難所として利用する必要があると認めるときは、乙にその使用について協力を要請する。 (施設の利用) 第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、業務に支障のない限り、施設を提供するよう積極的に対応する。

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
		<p>1 甲は、施設を使用する場合は事前に、または使用開始後直ちに乙に通知するものとする。</p> <p>2 甲は、施設を使用する場合は、乙が指示した事項を遵守し、十分な注意をもって使用する。</p> <p>3 甲は、施設を使用した後は、現状に復さなければならない。</p>
14	<p>電子広告媒体を活用した防災情報の提供に関する協定書</p> <p>ダイドードリンコ(株)東北第一営業部</p> <p>平成27年3月6日</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第2条 甲は、乙が指定した配信業社に対し防災情報及び防災に関する啓発情報を提供するものとする。</p> <p>2 乙が指定した配信会社は、町民に対し、電子広告媒体を利用して、甲から提供された防災情報等を提供するほか、その他町民に伝達することが望ましい情報を提供することができるものとする。</p> <p>3 前項の規定により提供する情報の内容及び提供方法については、甲及び乙においてあらかじめ合意しておくものとする。</p> <p>(設備の維持管理)</p> <p>第3条 甲、乙は、それぞれの財産の所有区分に従い、各所有者が自己の費用と責任において設備の維持管理を行うものとする。</p>
15	<p>災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書</p> <p>社会福祉法人白石陽光園</p> <p>平成27年4月1日</p>	<p>(受け入れの対象者)</p> <p>第2条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者、障がい者など、福祉避難所での生活が必要であると甲が判断した要配慮者等とする。</p> <p>(指定する施設)</p> <p>第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として甲が指定する施設は下記のとおりとする。</p> <p>所在地 宮城県柴田郡大河原町字広瀬町12番地6</p> <p>施設名 生活介護施設さくらの風</p> <p>(管理運営)</p> <p>第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。</p> <p>(1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者等の日常生活の支援</p> <p>(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保</p> <p>(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用請求</p> <p>(協力要請)</p> <p>第5条 甲は、災害時等に福祉避難所の開設が必要となったときは、乙に対し協力を要請できるものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの協力要請に可能な限り応じるものとする。</p> <p>(要請手続き)</p> <p>第6条 甲は、前条の規定により乙に対して受入等の協力を要請する場合は、あらかじめ次の事項を確認したうえで、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等</p> <p>(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等</p> <p>(3) 利用期間等</p> <p>(4) その他必要な事項</p>

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 社会福祉法人常盤福祉会 平成27年4月1日	(受け入れの対象者) 第2条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者、障がい者など、福祉避難所での生活が必要であると甲が判断した要配慮者等とする。 (指定する施設) 第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として甲が指定する施設は下記のとおりとする。 所在地 宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前220番地3 施設名 特別養護老人ホーム桜寿苑 (管理運営) 第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。 (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者等の日常生活の支援 (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保 (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用請求 (協力要請) 第5条 甲は、災害時等に福祉避難所の開設が必要となったときは、乙に対し協力を要請できるものとする。 2 乙は、甲からの協力要請に可能な限り応じるものとする。 (要請手続き) 第6条 甲は、前条の規定により乙に対して受入等の協力を要請する場合は、あらかじめ次の事項を確認したうえで、書面をもって要請するものとする。 ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。 (1) 要配慮者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等 (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等 (3) 利用期間等 (4) その他必要な事項
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 医療法人社団清山会 平成27年4月1日	(受け入れの対象者) 第2条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者、障がい者など、福祉避難所での生活が必要であると甲が判断した要配慮者等とする。 (指定する施設) 第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として甲が指定する施設は下記のとおりとする。 所在地 宮城県柴田郡大河原町字広表33番地1 施設名 介護老人保健施設さくらの杜 (管理運営) 第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。 (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者等の日常生活の支援 (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保 (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用請求 (協力要請) 第5条 甲は、災害時等に福祉避難所の開設が必要となったときは、乙に対し協力を要請できるものとする。 2 乙は、甲からの協力要請に可能な限り応じるものとする。

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
		<p>(要請手続き)</p> <p>第6条 甲は、前条の規定により乙に対して受入等の協力を要請する場合は、あらかじめ次の事項を確認したうえで、書面をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。</p> <p>(1) 要配慮者の住所、氏名、年齢、心身の状況、連絡先等</p> <p>(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等</p> <p>(3) 利用期間等</p> <p>(4) その他必要な事項</p>
18	<p>災害時等における施設利用の協力に関する協定</p> <p>日本基督教団大河原教会</p> <p>平成27年4月1日</p>	<p>(協定施設)</p> <p>第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。</p> <p>所在地 宮城県柴田郡大河原町大谷字盛22番地</p> <p>施設名 日本基督教団大河原教会</p> <p>(協力要請)</p> <p>第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設を指定緊急避難場所、指定避難所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し甲に協力する。</p>
19	<p>災害時等における施設利用の協力に関する協定</p> <p>宗教学法人安浄寺</p> <p>平成27年4月1日</p>	<p>(協定施設)</p> <p>第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。</p> <p>所在地 宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地141番地</p> <p>施設名 安浄寺</p> <p>(協力要請)</p> <p>第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設を指定緊急避難場所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し甲に協力する。</p>
20	<p>災害時等における施設利用の協力に関する協定</p> <p>みやぎ仙南農業協同組合</p> <p>平成27年4月1日</p>	<p>(協定施設)</p> <p>第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。</p> <p>所在地 宮城県柴田郡大河原町字中島町3番地4</p> <p>施設名 総合会館ララ・さくら</p> <p>(協力要請)</p> <p>第3条 甲は、災害時等に前条で規定する施設を指定緊急避難場所として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し甲に協力する。</p>
21	<p>災害時における宮城県柴田農林高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書</p> <p>柴田農林高等学校</p> <p>平成27年4月1日</p>	<p>(避難所の利用の開始等)</p> <p>第2条 避難所及び避難場所としての利用開始の判断は甲が行い、乙は校舎等施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡するいとまがない等の場合においては、乙は、甲の申請があったものとして、避難所及び避難場所として利用を許可し、遮用を開始することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、甲、又は乙は、休日、夜間等校舎に職員がいない時間帯の災害の発生等に備えて、避難場所としての利用開始に係る判断を、甲乙協議の上適当と認める者に委ねることができる。</p> <p>4 甲は、乙と協議の上、具体的な避難所開設の手順等を第8条に規定する避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）において定めるものとする。</p>

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
22	災害時における宮城県大河原商業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書 大河原商業高等学校 平成27年4月1日	(避難所の利用の開始等) 第2条 避難所及び避難場所としての利用開始の判断は甲が行い、乙は校舎等施設の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないものとする。 2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡するいとまがない等の場合においては、乙は、甲の申請があったものとして、避難所及び避難場所として利用を許可し、運用を開始することができる。 3 前項の規定にかかわらず、甲、又は乙は、休日、夜間等校舎に職員がいない時間帯の災害の発生等に備えて、避難場所としての利用開始に係る判断を、甲乙協議の上適当と認める者に委ねることができる。 4 甲は、乙と協議の上、具体的な避難所開設の手順等を第8条に規定する避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）において定めるものとする。
23	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書 宮城県教育委員会 平成27年3月23日	(避難所として利用できる県立学校) 第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。 2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。 (県立学校との覚書の締結) 第3条 甲は、県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と、次に掲げる事項についての覚書を締結するものとする。 (1) 利用できる施設の範囲に係る事項 (2) 収容できる避難住民等の数の目安に係る事項 (3) 甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）の整備に係る事項 (4) 甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項 (5) 緊急対応に関しての意思決定の方法に関する事項 (6) その他必要な事項
24	災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定書 (株)ワカキ 平成27年6月11日	(協定施設) 第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。 所在地 宮城県柴田郡大河原町字広表48番地8 施設名 グリーンホテル大河原 (受入の要請と決定) 第3条 甲は、帰宅困難者の安全確保及び応急対策活動が必要となったときは、乙に対し、一時的な受入として協力を要請できるものとする。 2 乙は、前項の要請があったときは、乙に受入れ可能な条件が整っていることを確認し、受入れ人数等、受入の拒否について甲と協議の上、決定するものとする。 (協力の内容等) 第4条 帰宅困難者に対する乙の協力支援内容は、次のとおりとする。 (1) 施設の一部を一時受入場所として提供すること。 (2) 帰宅困難者に対し、飲料水及びトイレを可能な範囲で提供すること。 (3) 公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。 (4) その他、帰宅困難者の受入等に関し甲に協力できる事項

No.	協定等の名称		応援等の内容																																		
	協定締結先																																				
	協定締結日																																				
25	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第二LPガス協議会・一般社団法人宮城県LPガス協会 平成29年10月31日	<p>(協力要請)</p> <p>第2条 甲は、災害時に、LPガスの供給、資機材の調達並びに要員の確保の必要があると認めた時には、乙に対し、その調達を要請することができる。</p> <p>2 協力要請は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等の手段により要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>(協力の実施)</p> <p>第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、丙と協議の上、要請に対して可能な限り、LPガスの供給及び運搬等に優先的に協力するものとする。</p>																																		
26	大河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	大河原郵便局・金ヶ瀬郵便局・大河原幸町郵便局・大河原桜町郵便局 令和2年3月17日	<p>(連携事項)</p> <p>第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。</p> <p>(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること</p> <p>(2) 地域経済活性化に関すること</p> <p>(3) 未来を担う子どもの育成に関すること</p> <p>(4) 女性の活躍推進に関すること</p> <p>(5) その他、住民サービスの向上に関すること</p> <p>2 前項各号に掲げる事項中、別紙2『大河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書』具体的連携項目』には、本締結をもって開始する事項を規定する。</p> <p>3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。</p>																																		
27	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	みやぎ仙南農業協同組合・株式会社ジェイエイ仙南サービス 令和2年6月18日	<p>(施設及び避難場所)</p> <p>第2条 避難所として使用する施設は以下の通りです。</p> <p>2 甲は、この協定により、以下の施設を臨時避難所にする場合があることを、事前に住民に周知することができます。</p> <p>(施設)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>総合会館 ララ・さくら</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>大河原町字中島町3番地4</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>みやぎ仙南農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>株式会社ジェイエイ仙南サービス</td> </tr> <tr> <td>構造等</td> <td>鉄骨造2階建て</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td>昭和52年11月 増築 昭和59年10月</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>該当しない</td> </tr> </table> <p>(避難場所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難場所 (使用できる範囲)</th> <th>地震</th> <th>水害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○部屋名</td> <td>(2階) 飛鳥の間 208.93㎡ (一般避難者)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>蔵王の間 147㎡ (一般避難者)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>避難対象</td> <td>竹・梅の間 (和室) 25畳 (高齢者、病人)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場 自家用車20台まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(避難所の開設)</p> <p>第3条 下記に示す災害等の状況により、避難所として使用する場合、甲は乙または丙と協議のうえ、甲は丙に対し避難所の開設を要請することができるものとします。</p> <p>(1) 災害による河川の氾濫や浸水地域の発生、家屋の被害発生などにより、緊急に住民の避難が必要となった場合。</p> <p>(2) 台風や大雨等の災害予報があり、町でも相当の被害が予想されるため、事前に避難所設置の必要がある場合。</p> <p>(3) その他、町長が避難所開設の必要があると認める場合。</p>	施設名	総合会館 ララ・さくら	所在地	大河原町字中島町3番地4	所有者	みやぎ仙南農業協同組合	管理者	株式会社ジェイエイ仙南サービス	構造等	鉄骨造2階建て	建築年	昭和52年11月 増築 昭和59年10月	耐震性	該当しない	避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害	○部屋名	(2階) 飛鳥の間 208.93㎡ (一般避難者)			面積	蔵王の間 147㎡ (一般避難者)		○	避難対象	竹・梅の間 (和室) 25畳 (高齢者、病人)				駐車場 自家用車20台まで	○	○
施設名	総合会館 ララ・さくら																																				
所在地	大河原町字中島町3番地4																																				
所有者	みやぎ仙南農業協同組合																																				
管理者	株式会社ジェイエイ仙南サービス																																				
構造等	鉄骨造2階建て																																				
建築年	昭和52年11月 増築 昭和59年10月																																				
耐震性	該当しない																																				
避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害																																		
○部屋名	(2階) 飛鳥の間 208.93㎡ (一般避難者)																																				
面積	蔵王の間 147㎡ (一般避難者)		○																																		
避難対象	竹・梅の間 (和室) 25畳 (高齢者、病人)																																				
	駐車場 自家用車20台まで	○	○																																		

No.	協定等の名称	応援等の内容																												
	協定締結先																													
	協定締結日																													
		<p>2 避難所設置の要請は甲が乙または丙に対し、文書または口頭で行うこととします。</p> <p>3 避難所は乙または丙の判断により開設することもできます。この場合、乙または丙は甲に対し速やかに開設の報告をするものとします。</p> <p>4 災害の状況により、避難所施設の被害が予想される場合は、甲と丙は施設の安全を確認したのち、避難所として使用することとします。</p> <p>(避難所の運営)</p> <p>第4条 避難所は、町の地域防災計画や災害対策本部の指示に基づき運営します。避難所運営において、開設から閉鎖までに生じた問題等の責任は、全て甲が負うこととします。</p> <p>2 避難所の開閉及び避難者の誘導などの現場対応は乙の定める者が行います。なお、これに支障があるときは、乙または丙は甲に人員の応援等を求めることができます。</p>																												
28	<p>災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書</p> <p>(株)仙南建設会館</p> <p>令和2年6月18日</p>	<p>(施設及び避難場所)</p> <p>第2条 避難所として使用する施設は以下の通りです。</p> <p>2 甲は、この協定により、以下の施設を臨時避難所にする場合があることを、事前に住民に周知することができます。</p> <p>(施設)</p> <table border="1"> <tr><td>施設名</td><td>仙南建設会館</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大河原町字新南50-3</td></tr> <tr><td>所有者</td><td>株式会社 仙南建設会館</td></tr> <tr><td>構造等</td><td>鉄骨3階建て</td></tr> <tr><td>建築年</td><td>昭和56年12月</td></tr> <tr><td>耐震性</td><td>耐震調査 平成23年12月</td></tr> </table> <p>(避難場所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難場所 (使用できる範囲)</th> <th>地震</th> <th>水害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○部屋名</td> <td>(3階) 会議室、控え和室</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>会議室 208㎡ (住民・避難者)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難対象</td> <td>駐車場 自家用車30台まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(避難所の開設)</p> <p>第3条 下記に示す災害等の状況により、避難所として使用する場合は甲乙協議のうえ、甲は乙に対し避難所の開設を要請することができるものとします。</p> <p>(1) 災害による河川の氾濫や浸水地域の発生、家屋の被害発生などにより、緊急に住民の避難が必要となった場合。</p> <p>(2) 台風や大雨等の災害予報があり、町でも相当の被害が予想されるため、事前に避難所設置の必要がある場合。</p> <p>(3) その他、町長が避難所開設の必要があると認める場合。</p> <p>2 避難所設置の要請は甲が乙に対し、文書または口頭で行うこととします。</p> <p>3 避難所は乙の判断により開設することもできます。この場合、乙は甲に対し速やかに開設の報告をするものとします。</p> <p>4 災害の状況により、避難所施設の被害が予想される場合は、甲と乙は施設の安全を確認したのち、避難所として使用することとします。</p> <p>(避難所の運営)</p> <p>第4条 避難所は、町の地域防災計画や災害対策本部の指示に基づき運営します。避難所運営において、開設から閉鎖までに生じた問題等の責任は、全て甲が負うこととします。</p> <p>2 避難所の開閉及び避難者の誘導などの現場対応は乙の定める者が行います。なお、これに支障があるときは、乙は甲に人員の応援等を求めることができます。</p>	施設名	仙南建設会館	所在地	大河原町字新南50-3	所有者	株式会社 仙南建設会館	構造等	鉄骨3階建て	建築年	昭和56年12月	耐震性	耐震調査 平成23年12月	避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害	○部屋名	(3階) 会議室、控え和室	○	○	面積	会議室 208㎡ (住民・避難者)			避難対象	駐車場 自家用車30台まで	○	○
施設名	仙南建設会館																													
所在地	大河原町字新南50-3																													
所有者	株式会社 仙南建設会館																													
構造等	鉄骨3階建て																													
建築年	昭和56年12月																													
耐震性	耐震調査 平成23年12月																													
避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害																											
○部屋名	(3階) 会議室、控え和室	○	○																											
面積	会議室 208㎡ (住民・避難者)																													
避難対象	駐車場 自家用車30台まで	○	○																											

No.	協定等の名称	応援等の内容																												
	協定締結先																													
	協定締結日																													
29	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	<p>(施設及び避難場所)</p> <p>第2条 避難所として使用する施設は以下の通りです。</p> <p>2 甲は、この協定により、以下の施設を臨時避難所にする場合があることを、事前に住民に周知することができます。</p> <p>(施設)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>KYビル</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>大河原町字新南20-5</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td>株式会社 八重樫工務店</td> </tr> <tr> <td>構造等</td> <td>鉄骨5階建て</td> </tr> <tr> <td>建築年</td> <td>平成4年7月</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>耐震構造</td> </tr> </table> <p>(避難場所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難場所 (使用できる範囲)</th> <th>地震</th> <th>水害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○部屋名</td> <td>(5階) 会議室、控え和室</td> <td rowspan="3">○</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>大会議室 222.5㎡ (住民・避難者)</td> </tr> <tr> <td>避難対象</td> <td>うち：控え和室 約8畳 (高齢者、病人) 含む</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場 自家用車20台まで</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(避難所の開設)</p> <p>第3条 下記に示す災害等の状況により、避難所として使用する場合は甲乙協議のうえ、甲は乙に対し避難所の開設を要請することができるものとします。</p> <p>(1) 災害による河川の氾濫や浸水地域の発生、家屋の被害発生などにより、緊急に住民の避難が必要となった場合。</p> <p>(2) 台風や大雨等の災害予報があり、町でも相当の被害が予想されるため、事前に避難所設置の必要がある場合。</p> <p>(3) その他、町長が避難所開設の必要があると認める場合。</p> <p>2 避難所設置の要請は甲が乙に対し、文書または口頭で行うこととします。</p> <p>3 避難所は乙の判断により開設することもできます。この場合、乙は甲に対し速やかに開設の報告をするものとします。</p> <p>4 災害の状況により、避難所施設の被害が予想される場合は、甲と乙は施設の安全を確認したのち、避難所として使用することとします。</p> <p>(避難所の運営)</p> <p>第4条 避難所は、町の地域防災計画や災害対策本部の指示に基づき運営します。避難所運営において、開設から閉鎖までに生じた問題等の責任は、全て甲が負うこととします。</p> <p>2 避難所の開閉及び避難者の誘導などの現場対応は乙の定める者が行います。なお、これに支障があるときは、乙は甲に人員の応援等を求めることができます。</p>	施設名	KYビル	所在地	大河原町字新南20-5	所有者	株式会社 八重樫工務店	構造等	鉄骨5階建て	建築年	平成4年7月	耐震性	耐震構造	避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害	○部屋名	(5階) 会議室、控え和室	○	○	面積	大会議室 222.5㎡ (住民・避難者)	避難対象	うち：控え和室 約8畳 (高齢者、病人) 含む		駐車場 自家用車20台まで	○	○
	施設名		KYビル																											
	所在地		大河原町字新南20-5																											
	所有者		株式会社 八重樫工務店																											
	構造等		鉄骨5階建て																											
	建築年		平成4年7月																											
	耐震性		耐震構造																											
	避難場所 (使用できる範囲)		地震	水害																										
	○部屋名		(5階) 会議室、控え和室	○	○																									
	面積		大会議室 222.5㎡ (住民・避難者)																											
避難対象	うち：控え和室 約8畳 (高齢者、病人) 含む																													
	駐車場 自家用車20台まで	○	○																											
	(株)八重樫工務店																													
	令和2年6月18日																													
30	災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書	<p>(施設及び避難場所)</p> <p>第2条 この協定は災害時に、主に車中避難を含む自家用車両が緊急かつ短期的な避難をするための駐車スペースを確保するもので、避難場所として使用する施設は下記の通りです。</p> <p>2 甲は、避難に関連して必要となるトイレなどの使用についても、乙に対して協力要請することができるものとします。</p> <p>3 甲は、この協定により、下記の施設を避難場所として開放する場合があることを事前に住民に周知することができます。</p>																												
	(株)ヒルズ																													
	令和2年7月15日																													

No.	協定等の名称	応援等の内容																					
	協定締結先																						
	協定締結日																						
		<p>(施設及び避難場所)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="2">おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 駐車場</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">大河原町新寺字北185-11他</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td colspan="2">株式会社ヒルズ</td> </tr> </table> <p>(避難場所)</p> <table border="1"> <tr> <td>①おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 第一駐車場 約 2,080 m²、77 台程度</td> <td>地震</td> <td>水害</td> </tr> <tr> <td>②〃 第2駐車場 約 1,135 m²、58 台程度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③〃 第3駐車場 約 3,647 m²、77 台程度 合計約 6,862 m² 212 台程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の施設 ④もちぶた館 (屋外) トイレ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(避難場所の開放)</p> <p>第3条 下記に示す災害等の状況により、甲と乙は協議のうえ、甲より乙に施設の一般開放を要請するものとします。</p> <p>(1) 災害による河川の氾濫や浸水地域の発生、家屋の被害発生などにより、緊急に住民や車両などの避難が必要となった場合。</p> <p>(2) 台風や大雨等の災害予報があり、町でも相当の被害が予想されるため、事前に車両等の避難場所を設置する必要がある場合。</p> <p>(3) その他、甲(町長)が避難場所として開放の必要があると判断した場合。</p> <p>2 甲は乙に対し、避難場所の開放要請は文書または口頭で行うこととします。</p> <p>3 乙は、自らの判断により避難場所として開放することもできます。この場合、乙は甲に対し速やかにその旨を連絡するものとします。</p> <p>4 災害の状況により、施設に被害が予想される場合は、甲と乙は施設の安全を確認したのち、避難場所として使用することとします。</p> <p>(避難場所の運営)</p> <p>第4条 避難場所は、町の地域防災計画や災害対策本部の指示に基づきながらも、利用者の自己判断と自己責任を原則として運営しますが、開放から閉鎖までに何らかの管理者責任が発生するような問題等が発生した場合、この責任は甲が負うものとします。</p> <p>2 避難場所や店舗等のトイレ等の開閉において、開錠等が必要となる場合は乙の定める者、または、甲と乙が事前に協議し定めた甲の職員等が代行することができます。</p> <p>3 避難場所には、車両誘導等の人員は配置しませんが、甲は、避難場所に混乱が生じていると認められる場合は、誘導員等を配置するよう努めることとします。</p>	施設名	おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 駐車場		所在地	大河原町新寺字北185-11他		所有者	株式会社ヒルズ		①おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 第一駐車場 約 2,080 m ² 、77 台程度	地震	水害	②〃 第2駐車場 約 1,135 m ² 、58 台程度	○	○	③〃 第3駐車場 約 3,647 m ² 、77 台程度 合計約 6,862 m ² 212 台程度			その他の施設 ④もちぶた館 (屋外) トイレ	○	○
施設名	おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 駐車場																						
所在地	大河原町新寺字北185-11他																						
所有者	株式会社ヒルズ																						
①おおがわら天然温泉いい湯、もちぶた館 第一駐車場 約 2,080 m ² 、77 台程度	地震	水害																					
②〃 第2駐車場 約 1,135 m ² 、58 台程度	○	○																					
③〃 第3駐車場 約 3,647 m ² 、77 台程度 合計約 6,862 m ² 212 台程度																							
その他の施設 ④もちぶた館 (屋外) トイレ	○	○																					
31	<p>災害時における民間施設の臨時避難所使用に関する協定書</p> <p>(株)福重企画</p> <p>令和2年7月15日</p>	<p>(施設及び避難場所)</p> <p>第2条 この協定は災害時に、主に車中避難を含む自家用車両が緊急かつ短期的な避難をするための駐車スペースを確保しようとするもので、避難場所として使用する施設は下記の通りです。</p> <p>2 甲は、避難に関連して必要となるトイレなどの使用についても協力を要請することができるものとします。</p> <p>3 甲は、この協定により、下記の施設を避難場所として開放する機会があることを事前に住民に周知することができます。</p>																					

No.	協定等の名称	応援等の内容																		
	協定締結先																			
	協定締結日																			
		<p>(施設及び避難場所)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td colspan="2">大河原町 さくらショッピングセンター駐車場 (の一部)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">大河原町字広表27番地15他</td> </tr> <tr> <td>所有者</td> <td colspan="2">株式会社 福重企画</td> </tr> </table> <p>(避難場所)</p> <table border="1"> <tr> <td>駐車場</td> <td>地震</td> <td>水害</td> </tr> <tr> <td>①ケーヨーD 2 東側駐車場 (二級町道芥木線沿い) ・大河原町金ヶ瀬字新町 27-15、27-16、27-17 のうち、 約 1,700 m²、80 台程度</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他の施設</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(避難場所の開放)</p> <p>第3条 下記に示す災害等の状況により、甲と乙は協議のうえ、甲は乙に施設の一般開放を要請するものとします。</p> <p>(1) 災害による河川の氾濫や浸水地域の発生、家屋の被害発生などにより、緊急に住民や車両などの避難が必要となった場合。</p> <p>(2) 台風や大雨等の災害予報があり、町でも相当の被害が予想されるため、事前に車両等の避難場所を設置する必要がある場合。</p> <p>(3) その他、甲(町長)が避難場所として開放の必要があると判断した場合。</p> <p>2 甲は乙に対し、避難場所の開放要請は文書または口頭で行うこととします。</p> <p>3 乙は自らの判断により避難場所として開放することもできます。この場合、乙は甲に対し速やかにその旨の報告をするものとします。</p> <p>4 災害の状況により、施設に被害が予想される場合は、甲と乙は施設の安全を確認したのち、避難場所として使用することとします。</p> <p>(避難場所の運営)</p> <p>第4条 避難場所は、町の地域防災計画や災害対策本部の指示に基づきながらも、利用者の自己判断と自己責任を原則として運営しますが、開放から閉鎖までに何らかの管理者責任が発生するような問題等が発生した場合、この責任は甲が負うものとします。</p> <p>2 避難場所や店舗等のトイレ等の開閉において、開錠等が必要となる場合は乙の定める者または、甲と乙が事前に協議したうえで定めた、甲の職員等が代行することができます。</p> <p>3 避難場所には、車両誘導等の人員は配置しませんが、甲は、避難場所に混乱が生じていると認められる場合は、誘導員等を配置するよう努めることとします。</p>	施設名	大河原町 さくらショッピングセンター駐車場 (の一部)		所在地	大河原町字広表27番地15他		所有者	株式会社 福重企画		駐車場	地震	水害	①ケーヨーD 2 東側駐車場 (二級町道芥木線沿い) ・大河原町金ヶ瀬字新町 27-15、27-16、27-17 のうち、 約 1,700 m ² 、80 台程度	○	○	その他の施設	○	○
施設名	大河原町 さくらショッピングセンター駐車場 (の一部)																			
所在地	大河原町字広表27番地15他																			
所有者	株式会社 福重企画																			
駐車場	地震	水害																		
①ケーヨーD 2 東側駐車場 (二級町道芥木線沿い) ・大河原町金ヶ瀬字新町 27-15、27-16、27-17 のうち、 約 1,700 m ² 、80 台程度	○	○																		
その他の施設	○	○																		
32	災害時における民間施設の使用に関する覚書	(施設)																		
	(株)ケイホク	第2条 臨時駐車場として使用する施設は下記の通りです。																		
	令和2年8月26日	(施設)																		
		<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>パーラービッグウェーブⅡ 第3駐車場(50台)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>大河原町字新南57-11・57-12・57-13・57-14</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>パーラービッグウェーブⅡ 店長</td> </tr> </table> <p>(施設の利用)</p> <p>第3条 施設の利用について甲と乙は事前協議のうえ、甲は乙に施設の利用を要請するものとします。</p> <p>2 甲は乙に対し、施設利用の依頼を文書または口頭で行うこととします。</p>	施設名	パーラービッグウェーブⅡ 第3駐車場(50台)	所在地	大河原町字新南57-11・57-12・57-13・57-14	管理者	パーラービッグウェーブⅡ 店長												
施設名	パーラービッグウェーブⅡ 第3駐車場(50台)																			
所在地	大河原町字新南57-11・57-12・57-13・57-14																			
管理者	パーラービッグウェーブⅡ 店長																			

No.	協定等の名称	応援等の内容
	協定締結先	
	協定締結日	
33	災害時における住家被害 認定調査等に関する協定 一般財団法人宮城県不動 産鑑定士協会 令和3年11月8日	(協力内容) 第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び東北不動産鑑定士協会連合会と連携のうえ、要請事項に応えるものとする。 2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅を訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備、擁壁、土地等の被害状況を調査する業務 (2) 罹災証明書について、住民からの相談に関する甲の業務の補助 (3) 平時に甲が実施する住家被害認定調査等に関する研修会等への講師の派遣 (4) その他、甲が合理的に必要と認める業務
34	大河原町災害ボランティア センターの設置・運営等 に関する協定書 社会福祉法人大河原町社 会福祉協議会 令和4年1月17日	(センターの設置等) 第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。 (センターの設置場所) 第4条 センターの設置場所は、大河原町福祉センター内とする。ただし、当該施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。 2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、甲はその設置場所の確保に努めるものとする。 (センターの運営) 第5条 センターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。 (センターの業務) 第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 被災情報の把握 (2) ボランティアニーズの把握 (3) 災害ボランティアの募集、受付 (4) 災害ボランティア活動の情報発信 (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応 (6) ボランティア活動保険の加入手続 (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理 (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援 (9) 大河原町災害対策本部等との以下の情報の共有 ア 被災状況・避難情報 イ インフラ等の復旧計画・復旧情報 ウ ボランティアによる支援活動の状況 エ 特に支援を必要とする者の情報 オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報 (10) 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等 (11) その他、センターの活動に必要な業務

10 避難に関する資料

10-1 避難可能な公共施設

①指定緊急避難場所・指定避難所一覧

NO	名 称	住 所	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所		災害時 公衆電話
				地震	水害	地震	水害	
1	小山田生活センター	小山田字新竹ノ内 7-2		○	○			
2	橋本交流センター	字西 468-1		○		○		
3	福田集会所	福田字中添 160-2		○	○			
4	えずこホール	字小島 1-1	0224-52-3004	○		○		
5	柴田農林高等学校	字上川原 7-2	0224-53-1049	○		○		
6	中部 4 号公園	字新南 69-1		○				
7	大河原町中央公民館	字町 196	0224-53-4050	○		○		○
8	中部 2 号公園	字新南 14		○				
9	中部 9 号公園	字新南 169-1		○				
10	大河原中学校	字東 1	0224-52-3501	○	○	○		○
11	中部 5 号公園	字新南 73-6		○				
12	大河原小学校	字町 100	0224-52-3401	○	○	○		○
13	中部 6 号公園	字新南 32-5		○				
14	中部 7 号公園	字新南 16-1		○				
15	東桜公園	字東桜町 19		○				
16	南桜公園	字南桜町 5-6		○				
17	大河原町総合体育館	字小島 1-7	0224-53-1010	○		○		○
18	西桜 1 号公園	字新桜町 13		○				
19	西桜 2 号公園	字西桜町 16		○				
20	日本基督教団大河原教会	大谷字盛 22	0224-53-2889	○		○		
21	甲子公園	大谷字甲子町 2-1		○				
22	オーガ	大谷字町向 126-4	0224-52-1110	○		○		
23	駅前広場	大谷字町向 116-1		○				
24	世代交流いきいきプラザ	大谷字末広 50-1	0224-51-9299	○		○		
25	保料公園	大谷字保料前 54-205		○				
26	大河原商業高等学校	大谷字西原前 154-6	0224-52-1064	○	○	○		
27	旭町公園	字旭町 50		○				
28	高砂公園	字高砂町 6		○				
29	駅前駐車場	大谷字町向 265-1	0224-52-2251	○				
30	中島公園	字錦町 4-1		○				
31	東部グラウンド ・屋内運動場	大谷字山下 44	0224-53-7505	○	○	○	○	○

NO	名 称	住 所	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所		災害時 公衆電話
				地震	水害	地震	水害	
32	ララ・さくら	字中島町 3-4	0224-53-1563	○				
33	大河原南小学校	大谷字鷺沼入 27-1	0224-53-4220	○	○	○	○	○
34	山崎公園	字山崎町 58		○				
35	上谷集会所	大谷字上谷前 100-2		○				
36	上谷児童館	大谷字上谷前 41-10	0224-53-3089	○				
37	安浄寺	大谷字一軒地 141	0224-52-2029	○				
38	上大谷生活センター	大谷字上原 17-3		○				
39	大河原公園駐車場	字緑町 30		○				
40	台部集会所	金ヶ瀬字台部 28-34		○	○			
41	金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬字居掛 21	0224-53-1366	○	○	○		○
42	金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬字原 74	0224-53-1369	○	○	○		○
43	広表 1 号公園	字広表 1-1		○				
44	金ヶ瀬東集会所	字東新町 11-4		○				
45	広表 2 号公園	字広表 25		○				
46	金ヶ瀬公民館	金ヶ瀬字原 88	0224-52-6635	○	○	○		○
47	堤生活センター	堤字道添 1-2		○	○			
48	新開集会所	金ヶ瀬字新開 52-3		○	○			
49	新寺生活センター	新寺字本屋敷 86-4		○	○			
50	大河原公園 【広域避難場所】	字緑町 30		○				

②福祉避難所一覧

NO	名 称	住 所	電話番号	設置者
1	特別養護老人ホーム「桜寿苑」	大谷字上谷前 220-3	0224-52-0211	社会福祉法人常盤福祉会
2	介護老人保健施設「さくらの杜」	字広表 33-1	0224-51-4655	医療法人社団清山会
3	生活介護「さくらの風」	字広瀬町 12-6	0224-51-9027	社会福祉法人白石陽光園

11 応急復旧等に関する資料

11-1 建築資材の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮城県建設業協会仙南支部	字新南50-3	53-3358	支部長
大河原町建設職組合	字南104 (商工会内)	53-1260	組合長

11-2 建築技術者の確保先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
大河原町建設職組合	字南104 (商工会内)	53-1260	組合長

11-3 応急復旧関係事業者

指 定 店 名	所 在 地	電 話 番 号
(有)菅野工務店	大谷字館前5	53-3797
(株)斎藤工務店	字錦町5-13	53-2242
(有)鈴木土建	金ヶ瀬字川根239	52-5577
東洋殖産(株)	字住吉町6-6	53-1333
(株)八重樫工務店	字新南20-5	52-1736
(有)イーエムエコテック	大谷字戸ノ内前49-5	52-8730
いこい住設(株)	字西桜町1-10	52-2161
(株)さくら設備	字東442-3	53-2510
佐々木設備	字中島町1-44	86-4380
瀬古設備	字南桜町13-2	53-4679
(株)タカヤ	字南原町15-1	52-3320
(株)枅建設	金ヶ瀬字川根239-3	52-2172
ランドマーク不動産(株)	字西桜町2-1	52-0466

12 物資の調達・供給に関する資料

12-1 民間事業者等との協定

締結日	名称	相手方	概要
平成29年10月31日	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書	仙南第二LPガス協議会・一般社団法人宮城県LPガス協会	災害時におけるLPガスの供給及び資機材の提供
平成26年11月6日	災害時における緊急輸送等の協力に関する協定書	有限会社中央タクシー代表取締役岡崎隆	応急対策のための人員・物資・要配慮者の輸送
平成26年2月27日	緊急物資の輸送に関する協定書	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部支部長 菅原克郎	生活救援物資等の緊急物資の輸送
平成26年2月26日	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸宮城主管支店主管支店長 宮坂直孝	生活必需品・資材の輸送及び物資等の保管施設の運営業務
平成25年6月25日	特設公衆電話の事前設置及び利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社宮城支店支店長 五十嵐克彦	避難所への特設公衆電話の回線設置
平成25年1月25日	大河原町災害ボランティアセンターの設置等に関する覚書	社会福祉法人大河原町社会福祉協議会会長 鈴木光治	災害ボランティアセンターの設置・運営
平成25年3月1日	災害時における上水道施設応急復旧業務等の応援に関する協定書	大河原町水道工事協会会長 佐藤秀行	応急給水活動・復旧活動・資機材の提供
平成25年3月25日	災害時における物資調達に関する協定書	東北カートン株式会社取締役社長 岩本英昭	段ボール製品(ベッド・間仕切り・シート・ケース等)の提供
平成25年2月25日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	みやぎ生活協同組合理事長 斎藤昭子	応急生活物資の供給(食品・日用品等)
平成19年1月12日	災害時における緊急通信及び旅客運送等の協力に関する協定書	仙南観光タクシー株式会社代表取締役 山田大樹	災害時の情報と傷病者搬送の確保
平成13年10月26日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン代表取締役社長工藤健	応急生活物資の供給(食品・日用品等)

13 給水に関する資料

13-1 給水資機材

所有者	種類	可搬式給水タンク	応急給水タンク	連絡先電話番号	備考
大河原町		1,000ℓ×1基	ポリタンク 20ℓ×50個	53-2116	上下水道課
		500ℓ×2基	ポリタンク 10ℓ×10個 給水袋 6ℓ×500枚		

13-2 補給用水源

水源名	所在地	管理者	水質状況
七ヶ宿ダム	刈田郡七ヶ宿町	宮城県公営企業管理者	良
上川原(伏流水)	金ヶ瀬字上川原34-1	町長	良

13-3 町指定給水装置工事事業者

業者名	所在地	電話番号
(有)イーエムエコテック	大谷字戸ノ内前49-5	52-8730
いこい住設(株)	字西桜町1-10	52-2161
(株)さくら設備	字東442-3	53-2510
佐々木設備	字中島町1-44	86-4380
瀬古設備	字南桜町13-2	53-4679
(有)高木設備工業	字新青川2-10	53-2868
(株)タカヤ	字南原町15-1	52-3320
(株)枅建設	金ヶ瀬字川根239-3	52-2172
丸和サンテック(株)	小山田字姥窪1-1	53-3511
ランドマーク不動産(株)	字西桜町2-1	52-0466

14 死体の収容・処理に関する資料

14-1 町内墓地所在地及び管理寺院

墓地管理寺院	電話番号	管理寺院所在地	墓地所在地
安 浄 寺	52-2029	大谷字一軒地141	大谷字一軒地148
教 性 院	53-3646	小山田字鴻ノ巣92	小山田字狐山1-1
香 林 寺	53-1443	金ヶ瀬字台部157	金ヶ瀬字台部157
			福田字米蔵63
			新寺字洞秀山52
最 勝 院	53-2309	字西浦229	字西浦229
			小山田字丑墓58
信 正 寺	53-1659	大谷字下川原30-6	大谷字下川原30-6
			小山田字大森7
持 明 院	53-2309	堤字中44	堤字北232
日 泰 寺	52-2481	大谷字荒屋敷後71-2	大谷字荒屋敷後71-2
繁 昌 院	52-2415	字町254	字町256
宝 泉 寺	52-1179	大谷字上谷前38	大谷字上谷前38
明 増 寺	52-1438	金ヶ瀬字居掛35	金ヶ瀬字台部105
頼 母 山 霊 園	53-2114	字新南19 (大河原町役場町民生活課)	金ヶ瀬字台部105
原 前 霊 園			大谷字原前55-1

14-2 火葬場

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 番 号	処 理 能 力	使 用 燃 料
柴田斎苑	村田町大字沼辺字粕沢25	仙南地域広域行政 事務組合理事長	52-3624	10体/日	灯油

15 廃棄物の処理に関する資料

15-1 一般廃棄物委託業者・許可業者

業者名	所在地	電話番号	備考
(有)コーセイサービス	大河原町字沼108-1	53-5075	委託業者
(株)こんの	大河原町金ヶ瀬字中川原75-1	51-3350	許可業者
(有)仙南産業	大河原町字東新町8-7	52-3218	許可業者
太平ビルサービス(株)	大河原町大谷字町向126-4	52-1078	許可業者
(株)タカヤ	大河原町字南原町15-1	52-3320	許可業者
(株)高良	大河原町金ヶ瀬字川根259-2	51-3520	許可業者
美光環境保全	大河原町字新南15-5	53-2816	許可業者
フジサイ工建(株)	大河原町新寺字東91-1	52-0087	許可業者
(株)モトキ	大河原町字新南59-8	51-1100	許可業者
ワートスナジー(株)	大河原町大谷字鷺沼入25-94	52-5701	許可業者

15-2 一般廃棄物委託業者・許可業者車両

		じん芥車 4t	じん芥車 2t～3t	ダンプ車	トラック	合計
委託	(有)コーセイサービス		5		7	12
許可	(株)こんの		2		4	6
許可	(有)仙南産業				1(2t)	1
許可	太平ビルサービス(株)					0
許可	(株)タカヤ			3		3
許可	(株)高良		2		2	4
許可	美光環境保全		2		1(2t)	3
許可	フジサイ工建(株)			10		10
許可	(株)モトキ		6	1	2(4t)	9
許可	ワートスナジー(株)		6	2	1	9

15-3 し尿収集運搬委託業者・車両

		収集車 2t	収集車 3t	収集車 4t	収集車 5t以上	合計
委託	(有)仙南産業		1	1		2

15-4 ごみ・し尿処理場

施設名	管理者	電話番号	処理能力	処理方法
仙南 クリーンセンター	仙南地域広域 行政事務組合	0224-65-3000	200 t (24時間稼動)	〔可燃ごみ〕 流動床式ガス化溶融炉方式
仙南 リサイクルセンター	〃	0224-33-2225	50 t (5時間稼動)	粗大ごみ (破碎) 不燃ごみ (選別) 資源ごみ (選別)
柴田衛生センター	〃	0224-56-3734	110kℓ (1日)	〔し尿〕 高濃度二段活性汚泥法 +高度処理方式

16 文教に関する資料

16-1 学校の代替施設

(令和3年5月1日現在)

学 校 名	児童・生徒数	予定施設名	収容能力	備 考
大河原小学校	785	集 会 所 等	1,000	学区内にある施設
大河原中学校	607	中 央 公 民 館	1,000	
大河原南小学校	261	集 会 所 等	500	学区内にある施設
金ヶ瀬小学校	211	金ヶ瀬公民館	690	
金ヶ瀬中学校	116			

16-2 学校施設の状況

(令和3年5月1日現在)

学 校 名	所 在 地	普通教室数	特別教室数	教員数	児童生徒数	屋内体育施設面積 m ²	応急時収容可能人員数
大河原小学校	字町100	27	23	45	785	1,184	750
大河原中学校	字東1	22	21	39	607	1,156	700
大河原南小学校	大谷字鷺沼入27-1	14	14	22	261	1,398	900
金ヶ瀬小学校	金ヶ瀬字居掛21	9	12	15	211	1,112	700
金ヶ瀬中学校	金ヶ瀬字原74	5	11	18	116	1,229	800

16-3 町内の文化財

区分	名 称	所 在 地	電話番号	消火栓配備
国指定	大高山神社 鰐口	金ヶ瀬字神山1	52-1382	有
国登録	佐藤家住宅	字町200	022-211-1229 (佐藤源之宅)	無
町指定	繁昌院 阿弥陀如来坐像	字町254	52-2415	有
町指定	金ヶ瀬薬師堂 板碑群	金ヶ瀬字薬師241	53-1443 (香林寺)	無

17 危険物施設等に関する資料

17-1 危険物施設

(令和3年4月1日現在)

種別	計	製造所	貯蔵所							取扱所				
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	自家給	
市町別														
大河原町	43		2	2	1	14		2	8	6		6	4	

17-2 高圧ガス施設

No.	事業所名	設置場所	区分
1	(株)アストモスガスセンター東北仙南営業所	字中の倉165	高圧ガス充填所
2	カメイ(株)宮城支店仙南営業所	字東原町13-1	高圧ガス販売所
3	(株)佐藤商会	大谷字町向199-3	高圧ガス販売所
4	庄司燃料店	大谷字町向103-52	高圧ガス販売所
5	仙台プロパン(株)	金ヶ瀬字原104-1 (大河原町学校給食センター)	特定供給設備
6	(株)ミツウロコヴェッセル仙南店	字新南45-4	高圧ガス販売所
7	樋口燃料店	字町159-3	高圧ガス販売所
8	目黒燃料店	大谷字末広93-2	高圧ガス販売所

高圧ガス施設	充填所	1
	販売所	6
	特定供給設備	1
	小計	8

18 除雪に関する資料

18-1 除雪路線区域

(降雪量20cm以上)

路 線 名	除 雪 区 間	延長(m)	担 当 者
東 上 線	東原町1-1～東新町1-15	1,366	町内業者
金ヶ瀬中央線	字広表22-3～金ヶ瀬字上川原50-1	1,426	町内業者
堤 幹 線	金ヶ瀬字町51～堤字道添1-2	2,133	町内業者
駅前大通り線	字町44～字新南58-8	610	町内業者
町 中 央 線	字町46-1～字町79-11	326	町内業者
尾形丁中央線	字甲子町1～大谷字保料前54-48	1,292	町内業者
駅 東 線	字幸町2-25～字広瀬町7-5	561	町内業者
中 島 東 線	大谷字見城前51-3～字広瀬町6-5	1,597	町内業者
東 部 線	大谷字西原前80-1～字高砂町17-2	408	町内業者
桜 中 央 線	字東桜町16-1～字海道東3	1,393	町内業者
小 山 田 幹 線	字新南60-20～小山田字新竹ノ内7-2	2,871	町内業者
西 幹 線	字広表21-12～福田字上80-1	3,271	町内業者
上 大 谷 線	大谷字館前178-17～金ヶ瀬字東新町4-1	1,164	町内業者
上 大 谷 側 線	大谷字館前178-16～大谷字下欠1-2	134	町内業者
青 木 線	字広表40-1～字広表3-12	1,045	町内業者
中 部 幹 線	字新南50-5～字新南27-6	946	町内業者
金 中 前 線	金ヶ瀬字原86-2～金ヶ瀬字原113	392	町内業者
上谷見城前線	大谷字上谷前41-9～大谷字見城前57-47	221	町内業者
上谷団地3号線	大谷字上谷前41-9～大谷字上谷前100-84	408	町内業者
小 島 中 央 線	字小島2-1～字小島	205	町内業者
中核病院西線	字小島27-12～字中ノ水門7-6	213	町内業者
小 島 1 0 号 線	字中ノ水門7-6～字西50-1	453	町内業者

19 土砂災害警戒区域等指定箇所に関する資料

19-1 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域
1-自-0074	稗田前	柴田郡大河原町大谷字稗田前	平成 29 年 8 月 18 日	第 729 号	○
1-自-0075	稗田前の 2	柴田郡大河原町大谷字稗田前、 字山崎	平成 29 年 8 月 18 日	第 729 号	○
1-自-1150	二本松の 2	柴田郡大河原町大谷字鷺沼入	平成 29 年 8 月 18 日	第 729 号	○
2-自-0204	神山	柴田郡大河原町金ヶ瀬字神山、 刈田郡蔵王町宮字二坂、字籠石山	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0205	角の 1	柴田郡大河原町堤字角	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0206	角の 2	柴田郡大河原町堤字角	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0207	東の 1	柴田郡大河原町新寺字薬師	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0208	薬師の 1	柴田郡大河原町新寺字薬師	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0209	袖谷地	柴田郡大河原町袖谷地	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0210	六角	柴田郡大河原町小山田字六角	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0211	鴻ノ巣	柴田郡大河原町小山田字鴻ノ巣	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0212	山崎の 1	柴田郡大河原町福田字山崎	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0213	松山	柴田郡大河原町福田字松山	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0214	米蔵	柴田郡大河原町福田字米蔵	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0215	大井戸	柴田郡大河原町堤字大井戸	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0216	東の 2	柴田郡大河原町新寺字東	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0217	橋本の 1	柴田郡大河原町小山田字橋本	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0218	橋本の 2	柴田郡大河原町小山田字橋本	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0219	二ツ堂	柴田郡大河原町小山田字二ツ堂	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0220	薬師の 2	柴田郡大河原町新寺字薬師	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0221	中添	柴田郡大河原町福田字中添	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-自-0222	山崎の 2	柴田郡大河原町福田字山崎	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
2-人-0006	見城前の 1	柴田郡大河原町大谷字見城前、 柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 12 月 21 日	第 1123 号	○
2-人-0006	見城前の 2	柴田郡大河原町大谷字一軒地、 柴田郡大河原町大谷字見城前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
3-自-0027	上谷前の 2	柴田郡大河原町大谷字大芝、 柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
3-自-0028	角の 3	柴田郡大河原町堤字角	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○

19-2 土石流危険箇所

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域
1-31-001	稗田前沢 1	柴田郡大河原町大谷	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-002	稗田前沢 2	柴田郡大河原町大谷	平成 21 年 12 月 25 日	第 1106 号	○
1-31-003	上谷前沢 1	柴田郡大河原町大谷	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-004	上谷前沢 2	柴田郡大河原町大谷字大芝、 柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-005	上谷前沢 3	柴田郡大河原町大谷字大芝、 柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-006-1	上谷前沢 4	柴田郡大河原町大谷	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-006-2	上谷前沢 4	柴田郡大河原町大谷	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-007	上谷前沢 5	柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-008	上谷前沢 6	柴田郡大河原町大谷字上谷前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-009	後戸場沢 1	柴田郡大河原町大谷字後戸場	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-010	後戸場沢 2	柴田郡大河原町大谷字後戸場	平成 30 年 11 月 30 日	第 1049 号	○
1-31-011	館前沢	柴田郡大河原町大谷字館前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-012	館前沢 3	柴田郡大河原町大谷字館前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-013	館前沢 2	柴田郡大河原町大谷字館前	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-014-1	迫入沢-1	柴田郡大河原町大谷字迫入	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-014-2	迫入沢-2	柴田郡大河原町大谷字迫入	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-014-3	迫入沢-3	柴田郡大河原町大谷字迫入	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-015	後田沢 2	柴田郡大河原町大谷字後田	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-016	後田沢 1	柴田郡大河原町後田、字川端	平成 29 年 8 月 18 日	第 729 号	○
1-31-017	後田沢 2	柴田郡大河原町大谷字後田	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-018	南岸沢	柴田郡大河原町堤	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-019	南角沢 1	柴田郡大河原町堤字角、字南角	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-020	南角沢 2	柴田郡大河原町堤	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-021	南沢 1	柴田郡大河原町堤	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-022-1	南沢 2	柴田郡大河原町堤	平成 21 年 12 月 25 日	第 1106 号	○
1-31-022-2	南沢 2	柴田郡大河原町堤	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○
1-31-023	大井戸沢	柴田郡大河原町堤字大井戸	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-024	小不沢	柴田郡大河原町堤字小不沢	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-025	小不沢 2	柴田郡大河原町堤字小不沢	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-026	入沢 1	柴田郡大河原町堤字入	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-027	入沢 2	柴田郡大河原町堤字入	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-028	新屋敷沢	柴田郡大河原町新寺字新屋敷	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-029	洞秀山沢	柴田郡大河原町新寺	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号	○

溪流番号	溪流名	所在地	告示年月日	告示番号	土砂災害警戒区域
1-31-030	洞秀山沢 2	柴田郡大河原町新寺	平成 21 年 12 月 25 日	第 1106 号	○
1-31-031	鴻の巣沢	柴田郡大河原町小山田字鴻ノ巣	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	
1-31-032	山崎沢	柴田郡大河原町福田字山崎	平成 30 年 11 月 30 日	第 1049 号	
1-31-033	九蔵沢	柴田郡大河原町福田字九蔵	平成 30 年 11 月 30 日	第 1048 号	○
1-31-034	宮下沢	柴田郡大河原町福田字宮下	平成 29 年 8 月 18 日	第 729 号	○

20 罹災証明・被災証明に関する資料

20-1 罹災届兼罹災証明願

罹 災 届 兼 罹 災 証 明 願

年 月 日

大河原町長 殿

郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号 () -

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記により、罹災しましたことを証明願います。

- 1 罹 災 の 原 因 _____
- 2 使 用 目 的 _____
- 3 提 出 先 _____
- 4 罹 災 物 件 _____
- 5 罹 災 程 度 _____
- 6 罹災日時及び罹災場所
罹災日時： 年 月 日 ()
罹災場所：大河原町 _____

※撮影した写真から自己判定方式により、罹災の程度を「一部損壊（10%未満）」に合意しますので、判定に同意します。

署名 _____

※ここから下は記入しないで下さい。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> パスポート
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> その他 ()	

被災世帯数 () 世帯 被災者数 () 人

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	様

罹災原因	年 月 日 の (災 害 名) による
------	-----------------------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない <div style="text-align: right;">(一部損壊)</div>

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

大税第 - 号
年 月 日

大河原町長

印

被災証明願

年 月 日

大河原町長 殿

郵便番号

住 所

フリガナ
申 請 人

電話番号 () -

下記のとおり、被災しましたことを証明願います。
記

(1) 被災日時 年 月 日 ()

(2) 対象物件所在地 大河原町

(3) 被災の原因 _____

(4) 被災の状況 _____

(5) 証明の必要な理由 下記の該当するものに○をつけてください。
ア. 損害保険等の給付金請求に必要なため
イ. その他

- 添付書類 1. 被害の状況がわかる写真
 2. その他被害状況がわかるもの

	氏名	続柄	氏名	続柄
世帯の構成員				

※ここからは記入しないで下さい。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大河原町長

印

21 復旧・復興に関する資料

21-1 激甚災害の指定基準

1 激甚災害指定基準

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章 (公共施設災害復旧事業等 に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担金事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年 度の標準税収入総額×25% (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都 道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
法第5条 (農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の 農業所得推定額×4% (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
法第6条 (農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助の特 例)	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000 万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であるこ とにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置(水産業共同利用施 設に係るものに限る。)は、漁業被害見込額 > 農業被害見込額で、 かつ、次の要件のいずれかに該当するもの(当該災害に係る水産業共同 利用施設の被害見込額が、5,000万円以下と認められる場合を除く。) には適用。 (1) 当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設) の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	(2) 当該災害に係る漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5%</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.0%</p>
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)>0.2%</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%、または一の都道府県の中小企業関係被害>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合または第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
	情に応じ特例的措置を講ずることがある。
法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 第19条 (市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設にかかる被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第22条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸以上 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>① 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が以下のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満のものを除く。）</p> <p>（ア）当該市町村の当該年度の当該年度の標準税収額の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除く。）</p> <p>（イ）当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収額の20%を超える市町村</p> <p>（ウ）当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収額の20%に当該標準税収額から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>① 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。）</p> <p>ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係る</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	<p>ものに限る。以下同じ。) > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門) 推定額の1.5倍(当該林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門) 推定額 × 0.05% の場合を除く。)</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300ha の市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の私有林面積(人工林に係るものに限る。) × 25% の市町村が 1 以上ある災害</p>
右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額 × 10% に該当する市町村(当該被害額 1,000 万円未満は除外) が 1 以上ある災害</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。</p>

21-2 災害援護資金の貸付

災害	対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居全体の滅失又は流失	150万円 } 150万円 } — 250万円 170万円(250) — } — 270万円 250万円(350) — } — (350) 350万円 } — 350万円 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額	
援護資金	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額
			1 人	220万円未満
			2 人	430万円未満
			3 人	620万円未満
			4 人	730万円未満
			5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未満
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
	据置期間	3年 (特別の事情がある場合は5年)		
	償還期限	10年 (据置期間を含む。)		
償還方法	年賦又は半年賦			

22 災害履歴に関する資料

22-1 自然災害

1 風水害（主な災害）

災 害 年 月 日	災害種類	被 害 状 況
明治22年 9月11日	洪水	白石川氾濫、北白川の鉄道が埋没し列車不通となる。
明治23年 8月 7日	洪水	白石川氾濫、北白川の鉄道が不通、10月20日開通。
明治43年 8月11日	洪水	白石川氾濫、耕地建物への被害甚大、尾形橋陥没し、鉄道1週間不通となる。
大正 2年 9月27日	洪水	白石川氾濫、尾形橋流失し、小島地区で床上浸水1.5mに達した。
大正 9年 5月13日	暴風	建設中の金ヶ瀬小学校増築校舎が大風のため倒壊した。
大正13年 8月13日	豪雨	河川の氾濫、浸水家屋50戸
大正14年 8月23日	豪雨	浸水家屋50戸
昭和57年 9月12日	暴風雨	台風18号により次の被害を受けた。 住家の一部破損1戸、床上浸水5戸、床下浸水47戸のほか 道路被害29箇所、がけ崩れ2箇所、一時避難3世帯8人で 被害額は130,597千円 農作物の被害は、110,119千円 総雨量は150mm程度
昭和61年 8月 5日	大雨洪水	台風10号により次の被害を受けた。 床上浸水50戸、床下浸水206戸、水田等の冠水190ha、町道 被害34箇所、農業施設被害38箇所、その他で被害額は、 634,724千円 総雨量は298mm程度 白石川最高水位17.30m（尾形橋下流）
昭和62年 8月13日	大雨洪水	台風13号により次の被害を受けた。 床下浸水11戸
平成元年 8月 6日	大雨洪水	台風13号により次の被害を受けた。 床上浸水4戸、床下浸水51戸、水田等の冠水56ha、町道被 害3箇所、その他で被害額は、63,665千円 総雨量は112mm程度 白石川最高水位17.24m（尾形橋下流）
平成元年 8月27日	大雨洪水	台風17号により次の被害を受けた。 床下浸水44戸、町道被害2箇所、その他で被害額は、881 千円 総雨量は125mm程度 白石川最高水位15.05m（尾形橋下流）

平成2年11月30日	大雨洪水	台風28号により次の被害を受けた。 床上浸水1戸、床下浸水7戸、崖崩被害3箇所、その他で被害額は、4,700千円 総雨量は106mm程度 白石川最高水位14.31m（尾形橋下流）
平成3年6月13日	大雨洪水	豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水30戸、排水路堤防決壊2箇所 総雨量は64.5mm、3～4時雨量56.5mm
平成3年8月7日	大雨洪水	豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水17戸、がけ崩れ被害3箇所 白石川最高水位14.20m（尾形橋下流）
平成3年9月19日	大雨洪水	台風18号により次の被害を受けた。 床下浸水2戸、水田等の冠水25ha 総雨量は116mm程度 白石川最高水位14.47m（尾形橋下流）
平成6年9月29日	大雨洪水	台風26号により次の被害を受けた。 床下浸水2戸、水田等の冠水35ha 総雨量は85mm程度 白石川最高水位14.12m（尾形橋下流）
平成10年9月16日	大雨洪水	台風5号により次の被害を受けた。 床下浸水3戸、水田の冠水2ha 総雨量は93mm程度 白石川最高水位14.25m（尾形橋下流）
平成11年4月25日	豪雨	豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水2戸（稗田） 土砂崩れ（堤）
平成14年7月11日	大雨洪水	台風6号により稗田地区、高砂地区に次の被害を受けた。 床上浸水14戸 床下浸水20戸
平成17年8月25日	大雨洪水	台風11号により次の被害を受けた。 水稻冠水10.5ha 水稻倒伏10.2ha 土砂崩れ1ヵ所
平成18年9月27日	豪雨	豪雨により次の被害を受けた。 床下浸水（稗田）4戸 土砂崩れ1ヵ所
平成19年7月18日	大雨洪水	台風4号により稗田地区、堤地区に次の被害を受けた。 稗田地区：床上浸水2戸 床下浸水3戸 堤地区：家屋の一部破損（裏山土砂崩れ）
平成23年9月20日	大雨洪水	台風15号により次の被害を受けた。 床上浸水13戸 床下浸水69戸 店舗浸水8戸 （被害地区：稗田、見城前、高砂、戸ノ内前、西原前、末広、丑越、緑町、南原前、金ヶ瀬土手下、橋本（袖谷地）、東桜） 小山田・堤幹線通行止め（土砂崩れ）

平成24年4月4日	暴風	暴風により次の被害を受けた。 瞬間最大風速36.7m/s 住宅被害3戸 非住宅被害5戸 その他被害3件 負傷者1名（風に飛ばされ脳挫傷の疑い）
平成24年6月19日	大雨洪水	台風4号により稗田地区、西原地区に次の被害を受けた。 床上浸水4戸（稗田） 床下浸水13戸（稗田、高砂、西原前） 農道・水路法面崩壊 10箇所
平成26年2月15日	大雪	大雪により、ビニールハウス倒壊14箇所、その他にも多数の被害が生じた。
平成27年9月10日	大雨洪水	台風18号により次の被害を受けた。 床上浸水2戸（稗田） 床下浸水22戸（橋本、上川原、本町、稗田、西原前） 町道・農道・水路法面崩壊13箇所 水稻・大豆耕作水田の冠水による倒伏12ha
平成28年8月30日	大雨洪水	台風10号により次の被害を受けた。 水稻倒伏4ha、住宅被害1戸、桜樹倒木1本
平成29年4月19日	暴風	暴風により次の被害を受けた。 非住宅被害1件、農業用施設被害1件 桜樹被害5箇所
平成29年10月22日	大雨洪水	台風21号により次の被害を受けた。 床上浸水2戸（稗田）、床下浸水9戸（稗田） 宅地・農地・法面崩壊3箇所、桜樹倒木1本
平成30年3月2日	暴風	暴風により次の被害を受けた。 公園内樹木倒木による住宅被害1戸 道路施設被害1件
平成30年10月1日	大雨洪水	台風24号により次の被害を受けた。 病院施設被害1件、桜樹被害10箇所
平成30年1月23日	大雪	大雪により次の被害を受けた。 死者2名（除雪中に心肺停止）、軽傷者1名
令和元年10月12日	大雨洪水	台風19号により次の被害を受けた。 24時間降水量：317mm 最高水位：白石川 17.37m 荒川 4.37m 床上浸水132戸、床下浸水169戸 商業被害 7,226万円（37社） 工業被害 3億1,380万円（14社） 農業施設被害 3億6,563万円（159箇所） 道路施設被害 1億2,560万円（65箇所）

2 地震災害

災 害 年 月 日	災害種類	被 害 状 況
昭和53年 6月12日	宮城県沖 地震	死者1人 負傷者5人 住家被害 183棟 被害額 169,165千円
平成23年 3月11日	東北地方 太平洋沖 地震	東日本大震災とする東北地方太平洋沖地震 死者2人 負傷者1人 住家被害 1,606棟
令和3年 2月13日	福島県沖 地震	住家被害 182棟 町施設被害 37箇所

22-2 火 災

1 過去の主な火災

災 害 年 月 日	災害種類	被 害 状 況
明治39年 4月 7日	火 災	金ヶ瀬火災（173戸焼失・損害額84,662円）
大正 4年 5月29日	火 災	上町火災（23戸焼失）
大正 7年 3月13日	火 災	新田町火災（200戸焼失） （大河原町110戸・船岡町90戸）
昭和 4年 5月 4日	火 災	金ヶ瀬火災（203戸焼失）
昭和12年 8月14日	火 災	本町火災（全焼12戸・半焼7戸）
平成 9年 5月11日	火 災	中町火災（全焼7戸・部分焼1戸）

2 火災発生の推移

年	火 災 種 別				
	合 計	建 物	林 野	車 両	そ の 他
平成10年	10	7		2	1
平成11年	5	2	1	1	1
平成12年	12	9		3	
平成13年	3	2			1
平成14年	12	9		2	1
平成15年	4	3			1
平成16年	9	6		1	2
平成17年	11	5	3		3

平成18年	9	6	1	2	
平成19年	15	11	1	1	2
平成20年	2	2			
平成21年	10	4		2	4
平成22年	10	8		1	1
平成23年	10	5	1	2	2
平成24年	6	3	2		1
平成25年	4	1	2		1
平成26年	4	1			3
平成27年	6	6			
平成28年	5	3		1	1
平成29年	7	6		1	
平成30年	3	3			
令和元年	4	4			
令和2年	6	4	1	1	